

第2章 計画の内容

<第1節> 高齢者の健康・生きがいづくり

- 1 健康寿命を延ばすための若いときからの健康づくり
- 2 エイジレス社会（生涯現役社会）への取組みの推進

<第2節> 介護サービスの充実と地域包括ケアシス

テムの構築

- 1 在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実
- 2 介護との連携による在宅医療の推進
- 3 介護予防と生活支援サービスの充実
- 4 認知症施策の推進
- 5 高齢者の住まいの確保と安全安心なまちづくり

<第3節> 地域包括ケアシステムを支える体制づく

り

- 1 保健・福祉の人材養成と資質向上
- 2 サービスや制度運営の質の向上

「第2章 計画の内容」の構成

第1節 高齢者の健康・生きがいづくり

- 1 健康寿命を延ばすための若いときからの健康づくり
 - (1) 健康の保持・増進
 - (2) 生活習慣病予防等疾病対策の推進
 - (3) 健康づくりを支援する環境整備
- 2 エイジレス社会（生涯現役社会）への取組みの推進
 - (1) 意欲や能力に応じた就業・起業支援
 - (2) 高齢者等による地域社会の担い手づくりの推進
 - (3) 生涯学習・スポーツ等の生きがいづくりの推進

第2節 介護サービスの充実と地域包括ケアシステムの構築

- 1 在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実
 - (1) 地域に密着した在宅サービスの充実
 - (2) 重度者を支える施設ケアの充実
 - (3) 在宅復帰に向けた施設ケアの充実
- 2 介護との連携による在宅医療の推進
 - (1) 在宅医療の推進と普及啓発
 - (2) 在宅医療提供体制の整備
 - (3) 在宅医療・介護連携の推進
- 3 介護予防と生活支援サービスの充実
 - (1) 介護予防の普及啓発と介護予防活動の推進
 - (2) リハビリテーションによる介護予防の強化
 - (3) 効果的な介護予防の取組みと評価
 - (4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- 4 認知症施策の推進
 - (1) 認知症の普及啓発と予防、早期発見・早期対応の推進
 - (2) 認知症の医療・介護体制の整備と地域連携の推進
 - (3) 地域における支援体制の推進
- 5 高齢者の住まいの確保と安全安心なまちづくり
 - (1) 住み慣れた地域における多様な住まいの確保
 - (2) 高齢者にやさしいまちづくり
 - (3) 災害時における要配慮者支援体制の整備
 - (4) 権利擁護の推進と相談支援体制の整備

第3節 地域包括ケアシステムを支える体制づくり

- 1 保健・福祉の人材養成と資質向上
 - (1) 保健・福祉の人材養成と確保
 - (2) 保健・福祉・生きがいづくりのボランティア等の養成
 - (3) 介護サービスを支える人材養成と資質向上
- 2 サービスや制度運営の質の向上
 - (1) 総合的な支援体制の推進
 - (2) 健康・医療・介護分野における ICT 化の推進
 - (3) 情報の公表等を通じた利用者への支援
 - (4) 介護保険制度の適正な運営の確保

第2章 計画の内容

<第1節 高齢者の健康・生きがいづくり>

健康寿命を延ばし、高齢期においても健康でいきいきと暮らせるようにするため、若いときからの健康の保持・増進を図るとともに、生活習慣病の予防や疾病対策の推進、健康づくりを支援する環境整備などに取り組みます。また、高齢者が知識や経験を活かし、意欲や能力がある限り社会の担い手として生涯を通じて活躍することができる「エイジレス社会（生涯現役社会）」の実現を目指し、多様な雇用・就業機会の確保に努めるほか、地域社会の「担い手」として活躍する高齢者の育成・支援、生涯学習・スポーツ活動の推進などを通じ、高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことのできる環境づくりを進めます。

1 健康寿命を延ばすための若いときからの健康づくり

<施策の推進方向>

壮年期から高齢期にかけて、健康でいきいきと暮らすことができるよう、若いときから県民一人ひとりが「自分の健康は自分でまもりつくる」ことを基本として、自ら健康づくりに努めることが重要です。

また、地域、職域などが一体となって、個人の取組みを支援する環境づくりを進め、健康的な生活習慣を確立し、疾病や障害、転倒、骨折等による要介護状態を予防することが重要です。

若いときからの健康の保持・増進を図るとともに、生活習慣病の予防や疾病対策の推進、健康づくりを支援する環境整備などを行い、健康寿命¹の延伸を図り、健康でいきいきとした活力ある高齢社会の形成を目指します。

主要施策	内 容
(1) 健康の保持・増進	ライフステージに応じた栄養・食生活の実践支援、県民歩こう運動等の展開による運動習慣の定着、生涯スポーツの推進、健康づくり情報の提供、心の健康に関する正しい知識の普及啓発と早期相談・受診の促進 など
(2) 生活習慣病予防等 疾病対策の推進	「富山県がん対策推進計画」に基づくがん対策の推進、がん・循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策の推進、医療保険者等による特定健康診査・特定保健指導の推進、うつ病対策の推進、生涯を通じた歯科口腔の健康づくりの推進 など
(3) 健康づくりを支援 する環境整備	公共の場や職場における禁煙の推進、健康づくり協力店制度の推進、運動しやすい環境の整備、健康づくりを推進するボランティアによる地域の健康づくりの推進、こころの健康に関する相談体制の充実、健康情報の提供体制の整備 など

¹健康寿命…健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。「日常生活動作が自立している（要介護2未満）期間」を副指標とする。なお、国は「日常生活に制限のない期間の平均」を主指標に、「自分が健康であると自覚している期間の平均」を副指標として公表している。

(1) 健康の保持・増進

【課題】

県民の平均寿命が長くなり、高齢期をいかに健やかに暮らし、明るく活力ある高齢社会を実現していくかが課題となっています。

また、高齢者や壮年者の健康的な生活習慣の改善・定着を図るためには、健康づくりを実践するための普及啓発を行い、県民自らが行う健康づくりを支援することが重要です。

さらに、社会や経済の仕組みの高度化・複雑化に伴い、身体的な健康とともに心の健康の保持・増進を図ることが重要な課題となってきています。特に、高齢者の自殺による死亡率が高い状況にあることから、生きがいづくりやうつ病への対応など、自殺予防対策の充実が求められています。

【施策の方向】

若いときから健康的な生活習慣づくりができるよう、多様な媒体を活用し普及啓発を行うとともに、その実践活動を支援するため国際健康プラザをはじめとする健康増進施設の活用、総合型地域スポーツクラブの育成等により身体活動及び運動習慣の定着を図ります。また、県民一人ひとりが心の健康の大切さを認識するよう、正しい知識の普及や相談体制の充実に努めるとともに、自殺予防対策などの取組みを進めます。

<具体的な施策>

○ライフステージに応じた健康づくりの取組みを支援

- ・メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康づくりの推進
- ・各種教室等の開催への支援、食生活指針・食事バランスガイド及び栄養成分表示の普及等
- ・運動・身体活動に関する知識の普及、適度な身体活動・運動習慣の定着、自主グループの育成への支援 等

○県民歩こう運動等の展開による運動習慣の定着

- ・県民歩こう運動推進大会の開催 等

○生涯スポーツの推進

- ・高齢者、障害者が参加できるスポーツ・レクリエーションの普及
- ・身近な施設で好みに応じたスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブの育成
- ・県民スポーツ・レクリエーション祭や障害者スポーツ大会の開催
- ・全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣への支援及び富山県開催（平成30年）に向けた取組み促進
- ・身近な施設の利用体制の整備

○「富山県自殺対策アクションプラン」に基づく自殺予防対策等の実施

- ・厚生センターや心の健康センターなど自殺に関連する各種相談窓口の充実、周知等
- ・県ホームページ「うつ安心とやま」を通じた相談機関等の情報提供
- ・高齢者の認知症とうつに関する普及啓発

○「富山県健康増進計画（第二次）」に基づく健康づくり実践の普及啓発（栄養改善教室等の開催支援等）

- ・栄養バランスのよいヘルシーメニューの開発支援

○運動機会の提供（国際健康プラザをはじめとする健康増進施設の活用）

- ・利用しやすい環境整備、魅力ある健康づくりメニューの開発

- 多様な媒体（インターネット、CATV等）の活用による「健康づくりの情報」の提供
- 「健康と長寿の祭典」の開催等による健康に関する県民意識の向上
- 心の健康に関する正しい知識の普及啓発と早期相談・受診の促進
 - ・心の健康センターにおける「こころの電話相談」の利用促進
 - ・メンタルヘルス講座の開催等
- 喫煙者への禁煙支援、公共施設、事業所等における受動喫煙防止等のたばこ対策の推進
- アルコールが健康に及ぼす影響に関する理解の促進

(2) 生活習慣病予防等疾病対策の推進

【課題】

本県では県民の高齢化に伴い、がん、心疾患、脳血管疾患の3大生活習慣病などによる死亡が年々増加しており、全死因の約5割を占めています。このことは、壮年期及び高齢期における寝たきりや認知症の予防の観点から、最大の課題として、その解決が求められています。

また、過重なストレスなどによるうつ病等への対応も重要となっています。

【施策の方向】

県民が自ら健康状態を把握し、心とからだの健康づくりに取り組むことができるよう、健康診断（特定健康診査・がん検診など）を受けやすい体制を整備し、保健サービスの充実に努めるとともに、生活習慣の見直し・改善を図るための保健指導や心の健康づくり対策を推進します。

<具体的な施策>

- 「富山県がん対策推進計画」に基づく、予防の強化と早期発見の推進、質の高い医療の確保、患者支援体制の構築
 - ・肝炎ウイルス検診の実施による肝炎等の予防対策の推進
 - ・効果的で精度の高いがん検診の推進
 - ・PET（陽電子放射断層撮影）検査も含めたがん医療の充実
- 「富山県健康増進計画（第二次）」に基づく、がん・循環器疾患・糖尿病・慢性閉塞性肺疾患（COPD）の正しい知識の普及や患者支援、医療従事者等の資質向上など地域の支援体制づくりの推進
- 医療保険者等による特定健康診査・特定保健指導等への支援
- 歯科疾患の予防や口腔機能向上等による、生涯を通じた歯科口腔の健康づくりの推進
 - ・福祉施設・学校等での啓発・指導の強化
 - ・在宅高齢者への訪問歯科検診など先駆的取組みの支援
- 地域及び職域における心の健康づくり対策の推進
- ストレス対処法に関する知識の普及や相談・指導體制の充実
 - ・市町村等の精神保健福祉関係職員に対する教育研修等による資質の向上 等

(3) 健康づくりを支援する環境整備

【課題】

県民が日常生活の中で健康や健康づくりに関心を持ち、「自分の健康は自分でまもりつくる」という意識の高揚や望ましい生活習慣の実践を支えるための環境を整備する必要があります。

【施策の方向】

身近な地域で健康を保持・増進できる健康増進施設のネットワークを構築するとともに、食事の栄養情報の提供や快適な食環境を提供する健康づくり協力店を増やします。

また、富山の自然や文化を活かした健康づくりを推進するとともに、健康づくりボランティア等の活動や、保育所や幼稚園、学校や職場・企業、様々な機関や団体との連携によるソーシャルキャピタル¹を重視した健康づくりを推進します。

<具体的な施策>

- 公共の場や職場における禁煙の推進
 - ・禁煙ステッカーの配布や受動喫煙防止に向けた情報提供
- 健康づくり協力店²制度の推進等による食事バランスガイド³の普及
 - ・外食の栄養成分情報の提供、元気メニューの提供、禁煙・分煙による快適な食環境の提供
- 運動しやすい環境の整備
 - ・身近な健康増進施設で活用できるプログラムの開発・相互活用や健康増進のための情報の共有化など健康増進施設のネットワークの構築
- 健康づくりボランティアによる地域の健康づくりの推進
 - ・健康づくりボランティア⁴が実施する活動への支援
 - ・健康づくりの自主活動グループの支援、健康づくりリーダーの養成
- こころの健康に関する相談体制の充実
 - ・職場、地域等や専門機関である心の健康センターなどでのこころの健康に関する相談体制の充実
- 健康情報の提供体制の整備
 - ・県民の身近な場所で健康づくりを実践するための情報提供
 - ・多様な媒体（インターネット、CATV等）の活用による「健康づくりの情報」の提供（再掲）
- 県老人クラブ連合会や市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業への支援
- 高齢者や障害者に配慮したスポーツ施設の改善
- 後期高齢者の健診の推進
- とやまの自然を活かした健康づくりや高齢者の運動プログラムの開発等

1 ソーシャルキャピタル…地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等

2 健康づくり協力店…飲食店等において「栄養成分表示」、「元気メニュー（野菜が多い、塩分控えめなど）の提供」、「禁煙・分煙の推進」のいずれかに取り組んでいる店舗。県に登録してもらい、県から提供するステッカーを掲示し、顧客等に周知

3 食事バランスガイド…健康的な食生活の実現のため、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかの目安をわかりやすくイラストで示したもの（厚生労働省、農林水産省が共同で策定）

4 健康づくりボランティア…市町村において養成され、高齢者等の健康づくりのため、低栄養予防の食事づくり教室、運動教室等において指導・協力等を行う。

2. エイジレス社会（生涯現役社会）への取組みの推進

<施策の推進方向>

長年にわたって培った豊かな経験・知識・技能をもつ高齢者が、多様な分野でその能力を発揮することは、高齢者の自己実現だけではなく、社会参加、社会活力維持の観点からも重要です。特に、いわゆる「団塊の世代」に代表される戦後生まれの人たちをはじめとする高齢者が、これまで培ってきた知識や経験を活かし、意欲や能力がある限り、社会の担い手として生涯を通じて活躍することができる「エイジレス社会（生涯現役社会）」の実現が期待されています。

このため、働く意欲のある高齢者が、長年培った知識や技能、経験を生かし、社会経済の担い手として働き、活躍できるよう、多様な雇用・就業機会の確保に取り組みます。

また、豊かな経験や知識を活かして、NPOやボランティア、地域活動等に参加し、地域社会の「担い手」として活躍する高齢者を育成し、その活動を支援します。

さらに、異世代との交流や生涯にわたる学習・スポーツ活動などを通じ、高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことのできる環境づくりを進めます。

主要施策	内 容
(1) 意欲や能力に応じた就業・起業支援	高齢者人材の活用の促進、「生涯現役社会」の実現に向けた企業への支援、高年齢者等の再就職の援助・促進、シルバー人材センターによる就業機会の確保、「とやま起業未来塾」等による起業支援 など
(2) 高齢者等による地域社会の担い手づくりの推進	エイジレス社会（生涯現役社会）づくりの担い手となる元気高齢者の社会参加の促進、地域におけるボランティア活動促進への支援、地域における社会貢献活動 等に取り組む老人クラブへの支援 など
(3) 生涯学習・スポーツ等の生きがいづくりの推進	老人クラブの生きがいと健康づくりの支援、食育や健康的な生活習慣づくりの推進、高齢者向けのスポーツ・レクリエーションの普及啓発、生涯学習機会の充実 など

（1）意欲や能力に応じた就業・起業支援

【課題】

高齢者の大多数は元気であり、就業への意欲も高いことから、その長年培った知識や技能、経験を生かし、高齢化が活力に結びつく、明るい超高齢社会の重要な担い手として活躍することが期待されています。

一方、定年退職後に再就職を希望する人は多いものの、中高年齢者の雇用情勢は、依然として厳しいものがあり、一旦離職すると再就職は難しくなっています。

【施策の方向】

健康で働く意欲のある元気な高齢者が、年齢にとらわれることなく、その意欲と能力に応じ、長年培った知識や技能、経験を生かし、社会の担い手として働きつづけられる社会の実現を目指します。また、高齢期は、就業に対するニーズも多様化する傾向にあることから、希望に応じて働く機会が確保されるよう、多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

<具体的な施策>

- 「生涯現役社会」の実現に向けた企業への支援
 - ・高年齢者雇用安定法に基づく、高年齢者雇用確保措置¹を講じていない事業主に対する、国による指導への協力
 - ・65歳を過ぎても働くことができるような企業の普及促進
- 高年齢者等の再就職の援助・促進
 - ・ハローワークにおけるきめ細かな職業相談・職業紹介等による、高年齢者等の再就職の促進
 - ・シニアワークプログラム事業（技能講習、管理選考・面接会等）の活用促進
 - ・特定求職者雇用開発助成金の活用による高年齢者等の再就職の促進
- 高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大
 - ・シルバー人材センターにおける臨時的・短期的な就業機会の拡大、会員拡大等の取組みの支援
- 高齢者人材の活用の促進
 - ・とやまシニア専門人材バンク²による、専門的な知識や技術等を有する高齢者と高齢者人材を求める企業とのマッチングの促進
- 定年・解雇等により離職が予定されている中高年齢者の再就職の援助・促進
 - ・解雇等による高年齢離職予定者に対する求職活動支援書の作成・交付の促進
 - ・在職中からの再就職支援、定着講習を支援する「労働移動支援助成金」の活用促進
- 職業能力開発の支援
 - ・離転職者向け公共職業訓練の実施
 - ・事業主が実施する職業能力開発を援助する「キャリア形成促進助成金」の活用促進
 - ・労働者の自主的な能力開発を支援する「教育訓練給付金」の活用促進
- 起業支援や新分野進出に積極的に挑む熟年者の育成
 - ・「とやま起業未来塾」、「富山県中小企業支援センター」による起業支援
 - ・国の高年齢者等共同就業機会創出助成事業による就業の場の創設支援
 - ・（公財）富山県新世紀産業機構による創業・ベンチャーへの助成、融資

¹ 高年齢者雇用確保措置… 65歳までの安定した雇用の確保のため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、企業に、「定年制の廃止」や「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講じるよう義務づけ

² とやまシニア専門人材バンク…専門的知識・技術・経験を活かして就労を希望する概ね55歳以上の方と、これらの専門人材を求める企業との効果的なマッチングを図るため、富山県・富山労働局・富山ハローワークが設置している就職支援機関

（2）高齢者等による地域社会の担い手づくりの推進

【課題】

ボランティア活動など住民が自発的に行う社会貢献活動の意義や役割が社会的に認知されてきており、これからの地域社会を支える重要な「担い手」として、期待が高まっています。高齢者についても、健康寿命の延伸を踏まえ、これまで培ってきた知識や経験を活かし、意欲や能力がある限り、年齢にかかわらず地域社会の「担い手」として活躍することが期待されています。

【施策の方向】

住民が相互に支え合う地域社会を実現するため、また、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることも踏まえ、地域社会の「担い手」として活躍する高齢者を育成し、その活動を支援します。

<具体的な施策>

- エイジレス社会（生涯現役社会）づくりの担い手となる元気高齢者の育成
 - ・地域社会の担い手として活躍する元気な高齢者を養成する実践的な講座の開講
- 生活支援コーディネーター養成に係る市町村への支援
- 地域においてボランティア活動等の社会参加活動を総合的に実施する老人クラブへの支援
 - ・一人暮らし高齢者宅等への訪問支援活動への支援
 - ・地域における高齢者の孤立予防や、認知症高齢者や子どもの見守り活動、防犯・防災や環境美化活動等の推進
- 高齢者の自主的な社会貢献活動、介護予防活動等に対する支援
- 高齢者の豊富な知識・経験の継承と活用
 - ・高齢者を講師とした体験教室の開催等による伝統工芸の伝承及び人材育成の支援
 - ・伝統行事・祭り・習俗など伝統文化を伝承する活動への支援
 - ・熟練技能者を活用した中小企業在职者のものづくり技能向上のための研修実施
- 社会福祉協議会ボランティアセンター事業、いきいき長寿センター事業、県民ボランティア総合支援センター事業への支援
 - ・ボランティア情報誌、ホームページ、メールマガジンによる活動紹介、活動助成、研修会等の情報提供
 - ・ボランティア・NPO大会の開催やボランティア交流サロンの運営
 - ・「アクティブシニア・地域デビュー講座」の開催
 - ・シニアタレント・語り部の養成や仲間づくりへの支援など高齢者能力の活用推進等
- NPOの先駆的活動への支援
- マネジメント研修や税務研修、専門相談員の派遣などNPOの人材育成
- 生涯学習ボランティア、文化ボランティア等の施設運営ボランティア活動の普及
- 小・中学校での体験活動、公民館や地域における地域住民との交流活動での専門知識等を有する高齢者人材の活用
- 保育施設等でボランティア活動を実施できるシニア人材の育成

（3）生涯学習・スポーツ等の生きがいづくりの推進

【課題】

平均寿命が延び、さらにはいわゆる「団塊の世代」が65歳以上となり、健康で時間的に余裕がある高齢者が増えてきています。このため、多くの高齢者にとって、単に長生きすることだけではなく、長年にわたり培った知識・技能や人それぞれの趣味・教養を活かしながら、いかに充実した人生を送るかが重要となってきています。また、高齢者が生きがいを持っていきいきと生活することは、介護予防・認知症予防に大きな効果があるばかりではなく、社会の活力維持にも効果があると考えられています。

【施策の方向】

高齢者が健康で生きがいをもって過ごすことができる、元気で明るい高齢社会の実現に向け、高齢者が、自主的に取り組む教養・スポーツ・趣味活動等の生きがいづくりの機会の充実や活動を支援します。

<具体的な施策>

- エイジレス社会（生涯現役社会）の実現に向けた元気高齢者の活躍の場の拡大
 - ・元気高齢者とエイジレス活動団体が一堂に会する、実践事例紹介やマッチング相談会などの開催
- 老人クラブの活動組織による生きがいと健康づくりの取組み等への支援
 - ・高齢者向けスポーツ大会や健康・介護予防教室などの健康づくり・介護予防支援事業
 - ・健康づくりリーダー、介護予防リーダー等の活動
 - ・元気に富山シニアウォーク事業
 - ・全国一の加入率を誇る県内老人クラブにおける生きがい・健康づくりやボランティア活動などの各種活動
- 県いきいき長寿センター（県社会福祉協議会）による明るい長寿社会づくりへの支援
 - ・シニアタレント¹の養成・登録
 - ・シニアサークル活動など高齢者の仲間づくり
- 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣への支援及び富山県開催（平成30年）に向けた取組み促進
- 高齢者向けのスポーツ・レクリエーションの普及啓発、生涯スポーツの推進
 - ・スポーツフェスタや「元気とやまウォークラリー」など気軽にスポーツに参加できる機会づくりの推進
- 食育や健康的な生活習慣づくりの推進
- 高齢者の生活等に関する実態や意識等調査の実施
- 市町村による各種生きがい対策や社会参加活動事業への支援
 - ・高齢者スポーツ教室、高齢者バス教室、世代間交流事業、いきいきサロンの開設等
- 生涯学習機会の充実
 - ・専修学校、大学等による公開講座の開講
 - ・県民生涯学習カレッジ、生涯学習校、市町村等による生涯学習の推進
 - ・生涯学習団体等の指導者・ボランティアの育成や地域住民による身近なふるさとに関する学び合いなど、地域や学校等における「ふるさと学習」の推進
- 老人クラブ等が実施する健康づくりの推進
 - ・教養・趣味・スポーツ等の生きがい対策の充実や仲間づくり等の推進
- 生涯学習ボランティアや文化ボランティアなど、熟年ボランティアとしての社会参加の促進

1 シニアタレント…一芸に秀でた高齢者を指導者として養成するもの

＜第2節 介護サービスの充実と地域包括ケアシステムの構築＞

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を営むことを可能にしていくため、介護サービスの充実・強化を図るとともに、2025年を見据え、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会を目指した取組みを進めます。

1 在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実

＜施策の推進方向＞

介護保険制度が平成12年にスタートして以来、サービス基盤の整備が着実に進み、サービス利用者も増加するなど、制度が定着してきましたが、今後、いわゆる団塊の世代が高齢者となり、高齢化が一層進展することに伴い、中重度の要介護者や認知症高齢者の増加が予想されます。

こうした状況を踏まえ、高齢者の尊厳の保持や在宅介護の推進、住み慣れた地域での生活の継続や復帰を支援する観点から、富山型デイサービス、地域密着型サービスの整備・普及を推進するとともに、医療ニーズを併せ持つ高齢者に対応する在宅サービスの充実と質の向上、家族介護者支援の充実を図ります。

また、施設サービスについては、住み慣れた地域において家庭的で親密なサービスを提供する小規模な特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス基盤の整備を推進するとともに、自宅や住み慣れた地域での生活への復帰など各介護保険施設に求められる機能の強化を図ります。

主要施策	内 容
(1) 地域に密着した在宅サービスの充実	在宅サービス基盤の整備と質の向上、富山型デイサービスへの支援・起業家育成、地域密着型サービスの充実など中重度の在宅要介護者の在宅生活支援の強化、家族介護者に対する支援の充実 など
(2) 重度者を支える施設ケアの充実	施設における生活環境の改善の推進、在宅での生活が困難な方の特別養護老人ホームへの円滑な入所の推進、施設ケアの質の向上、地域密着型施設サービス基盤の整備 など
(3) 在宅復帰に向けた施設ケアの充実	介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能の充実、介護療養型医療施設の機能の充実、療養病床の円滑な転換に向けた医療機関への支援 など

(1) 地域に密着した在宅サービスの充実

【課題】

地域包括ケアシステムの基本的な考え方は、寝たきりや認知症などで介護が必要な状態になっても、高齢者一人ひとりの尊厳が確保され、できる限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した生活を営むことであり、多くの県民がそのような生活を希望しています。これを実現するためには、引き続き、高齢者のニーズを把握し、在宅生活を支援するために必要なサービスの充実が重要です。

【施策の方向】

身近な地域での地域密着型サービス等の整備を推進するとともに、家族介護支援、生活支援、在宅支援機能等の充実・強化を図ります。

<具体的な施策>

○在宅サービス基盤の整備と質の向上

- ・訪問介護事業所、訪問看護ステーションの整備
- ・ケアマネジメントの質の向上、介護サービス従事者の資質の向上
- ・生活機能の維持・向上を図るサービスの充実（個別機能訓練、口腔機能向上、栄養改善等）

○富山型デイサービスの支援・新たな起業家の育成

- ・富山型デイサービスの施設整備に対する補助、起業家育成講座の開催等

○地域密着型サービスの充実など中重度の在宅要介護者の在宅生活支援の強化

- ・小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型通所介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、（看護）小規模多機能型居宅介護等の整備推進
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施に向けたサービス事業所への支援

○介護保険外の宿泊サービスへの対応強化

- ・デイサービス事業所での宿泊サービスの届出、事故報告、情報公表の導入

○家族介護に対する支援の充実（地域支援事業等による実施）

- ・家族介護教室、介護用品の支給、認知症高齢者見守り等
- ・家族介護者交流（元気回復）事業、家族介護慰労事業、介護相談等

○高齢者の生活支援の充実（地域支援事業、県の高齢者総合福祉支援事業等による実施）

- ・配食サービス、除雪支援、おむつ支給、ミドルステイ等

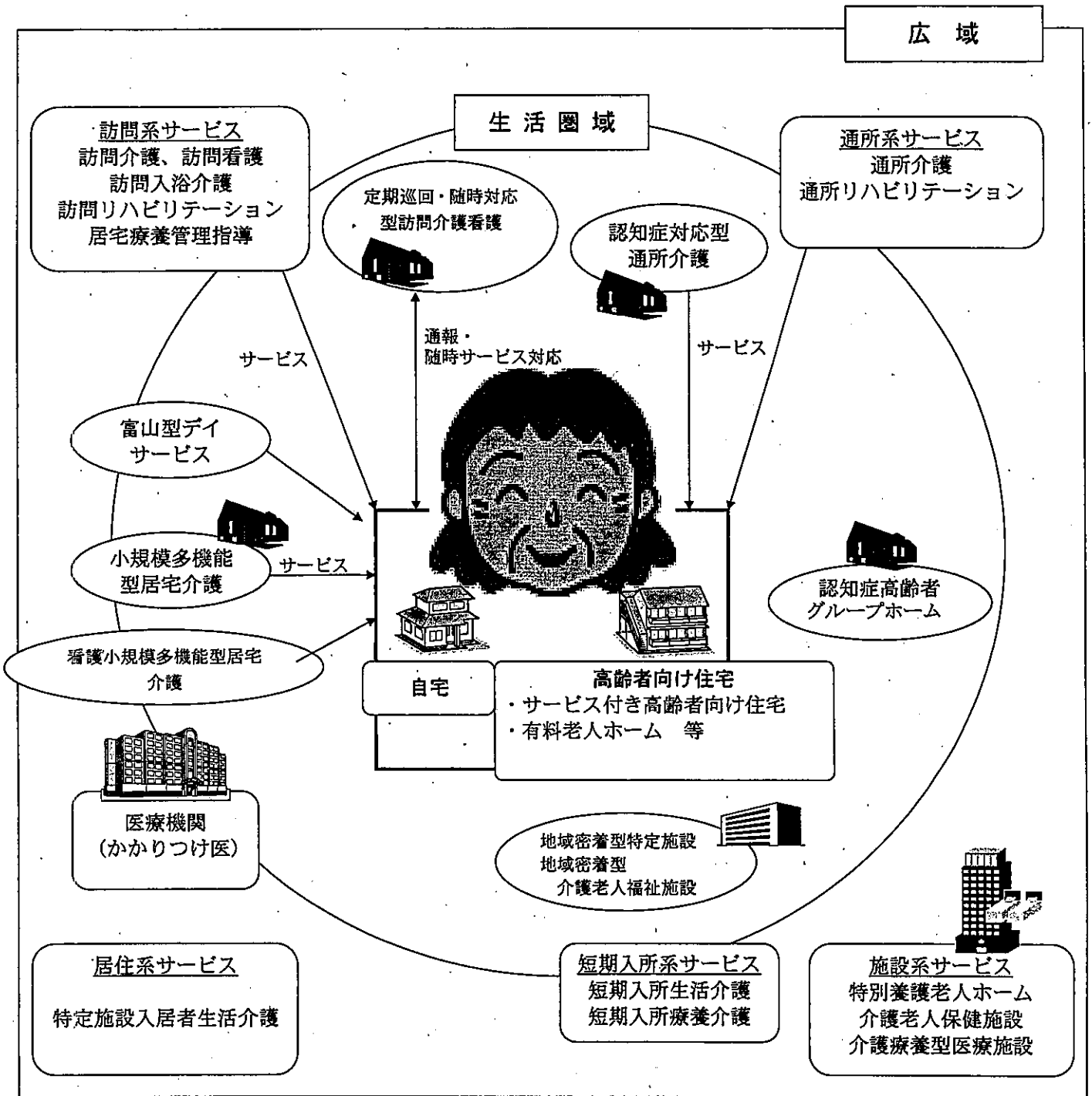
○福祉用具・住宅改修の利用促進

- ・富山県介護実習・普及センター等での福祉用具や住宅改修の体験・選択・相談

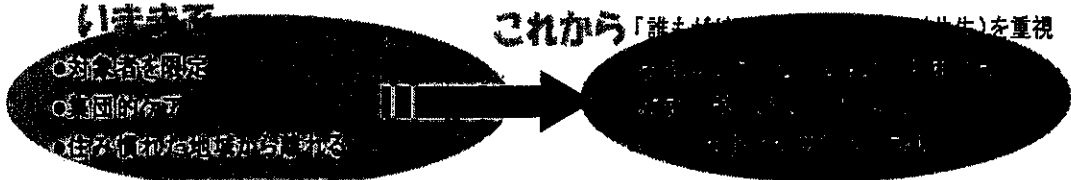
○高齢者の住みよい住宅改善に対する支援

- ・高齢者の在宅での自立支援及び家族介護者の負担軽減を図るための住宅改修の支援

○地域における在宅サービスのイメージ

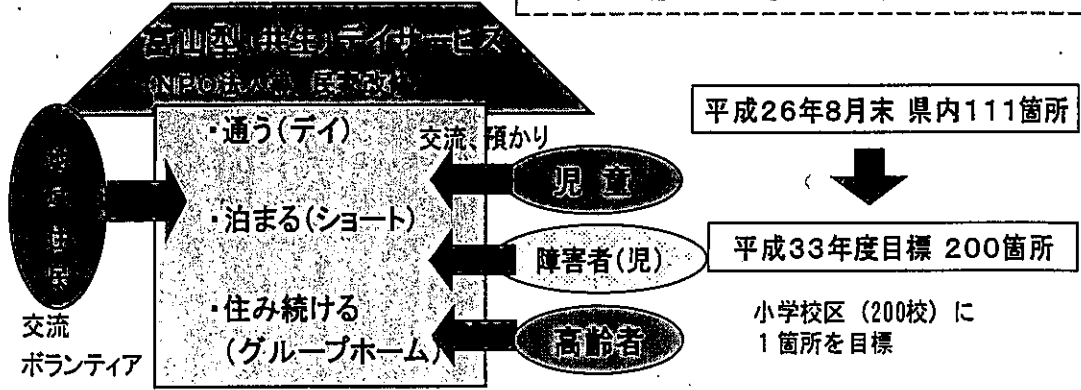


「富山型デイサービス」について



福祉施設は
 高齢者...高齢者介護施設
 障害者...障害者施設
 児童...保育所
 等のタテ割り
 ⇒これまでの制度には地域共生という視点が欠落

＜富山型デイサービスは＞
 高齢者、障害者、子どもなどが、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に住み慣れた地域においてケアを受けることができるサービス
 ＜特徴＞ ①小規模、②多機能、③地域密着



(2) 重度者を支える施設ケアの充実

【課題】

重度の要介護者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、在宅では生活が困難な高齢者を支える施設は、引き続き重要な役割を担います。

また、施設ケアは、集団的なものから、高齢者の尊厳を確保し、入所者一人ひとりの心身の状態に合わせた個別性の高いケアへの移行が求められます。

【施策の方向】

小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービス基盤の整備、ユニット型個室の整備等を推進するとともに、中重度の要介護者を支える施設としての機能の強化を図ります。

<具体的な施策>

○施設における生活環境の改善の推進

- ・特別養護老人ホーム等における個室・ユニット化の整備の推進
- ・特別養護老人ホームの多床室におけるプライバシー配慮向上の促進

○在宅での生活が困難な方の特別養護老人ホームへの円滑な入所の推進

- ・特別養護老人ホームの入所検討委員会における入所指針の適正な運用の確保

○施設ケアの質の向上の推進

- ・ユニットケア・小グループケアなどによる個別ケアの推進
ユニットケア研修の実施 等
- ・介護職員のスキルアップの推進
介護職員の介護力向上や喀痰吸引等の医行為実施のための研修の実施 等
- ・特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等におけるターミナルケアの推進
- ・身体拘束ゼロ作戦の推進、高齢者虐待の防止
- ・「介護サービス情報の公表」制度や「福祉サービス第三者評価」制度の推進
- ・自宅や住み慣れた地域での生活への復帰を目指したケアの推進

○実地指導、集団指導等を通じた施設環境の充実や防災対策等の取組みの促進

- ・施設設備等の環境整備
- ・自然災害や火災等の防災対策の徹底
- ・介護事故防止対策、感染症対策（ノロウイルスによる感染性胃腸炎やインフルエンザ等の発生・まん延対策等）の徹底

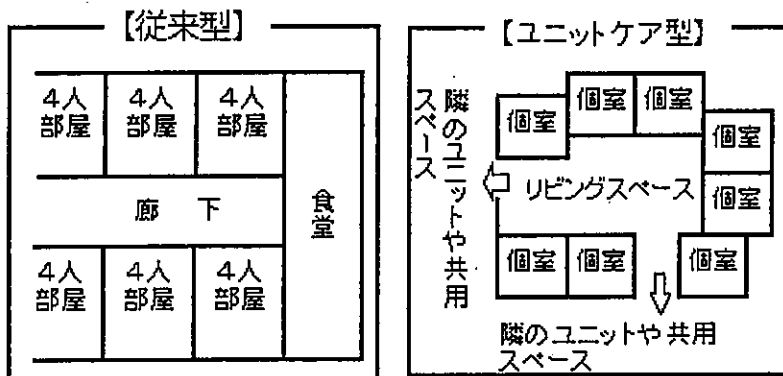
○市町村（保険者）による地域密着型の施設サービス基盤の計画的な整備推進

- ・小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームの計画的な整備

【ユニットケアについて】

ユニットケアとは、個室を10室程度ずつのグループに分けて各グループを一つの生活単位（ユニット）とし、各ユニットごとに食堂や談話スペースなどの共用部分を入れて、施設内に独立した社会・家庭的な環境を形成し、少人数の家庭的な雰囲気の中で、個人の暮らしを尊重しながら、自律的な日常生活を営めるよう介護を行う手法のことです。

ユニットケアは、従来の集団的なケアと異なり、入所者一人ひとりに着目した個別ケアを行うものであることから、スタッフには、より高い意識と技術が求められます。



○特別養護老人ホームの個室・ユニット化による入所者・介護スタッフの変化
(高齢者介護研究会報告書「2015年の高齢者介護」より)

1.入所者の生活上の変化	2.介護スタッフの行動の変化
○ベッド上の滞在率 67.7%→40.2%	○居室の滞在率 39.2%→18.0%
○リビングの滞在率 16.7%→42.8%	○廊下の滞在率 9.2%→4.9%
○日中に占める睡眠時間 42.3%→22.5%	○リビング滞在率 9.4%→37.5%
○日中に占める食事時間 7.6%→11.3%	○直接介助の時間 46.2%→33.1%
○一人当たり食事量 1463Kcal→1580Kcal	○余暇・交流の時間 20.3%→24.1%
○ポータブルトイレ設置台数 29台→14台	

(3) 在宅復帰に向けた施設ケアの充実

【課題】

高齢者が要介護状態になる主な原因疾患として脳卒中、骨折などがあげられ、低下した機能の向上のためのリハビリ等のサービスを提供する施設は、在宅生活への復帰などに今後ますます、支援機能を発揮することが望まれます。

【施策の方向】

介護老人保健施設の在宅復帰支援機能を更に高めることを目指し、施設と在宅復帰後の切れ目のない支援の強化を図ります。

また、介護療養型医療施設の医療ニーズの高い中重度の要介護者を支える機能を適切に確保します。

<具体的な施策>

○介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能の充実

- ・施設からの退所等を円滑に行うための支援、在宅支援に関する情報提供
- ・施設が持つ人的、物的資源を活用した在宅サービスの充実

〔訪問サービス（訪問リハビリテーション、訪問看護、訪問入浴等）や通所サービス（デイサービス、通所リハビリテーション）、ショートステイ 等〕

- ・自宅や住み慣れた地域での生活への復帰を目指したケアの推進
- ・施設と在宅主治医や介護支援専門員等、多職種が連携した在宅支援体制の充実

○介護療養型医療施設の機能の充実

- ・医療ニーズの高い中重度の要介護者を支える施設サービスの充実

○療養病床の円滑な転換に向けた医療機関への支援

- ・介護老人保健施設等への転換に対する財政的支援
- ・医療機関に対する国の転換支援措置等についての情報提供
- ・療養病床に入院していた患者への適切な医療サービスの提供の確保

【医療機関に対する国の転換支援措置の概要】

- ・転換先の施設に係る施設基準・人員基準の緩和
- ・サテライト型施設（本体施設と連携した定員29人以下の小規模施設）の基準緩和
- ・医療法人の付帯業務の拡大（有料老人ホーム、一定の高齢者専用賃貸住宅等の経営）
- ・転換に要する費用に対する助成（病床転換助成事業、地域介護・福祉空間整備等交付金）
- ・転換に要する施設整備費用の税制上の優遇措置（特別償却）
- ・借入金等にかかる優遇措置等（融資条件の優遇、既存借入金の借換融資）

2 介護との連携による在宅医療の推進

<施策の推進方向>

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けたいという県民のニーズに応えるため、訪問診療や訪問看護等がいつでも必要な時に受けられる在宅医療体制の充実が求められています。特に、75歳以上の高齢者は、①複数の疾病にかかりやすい、②要介護の発生率が高い、③認知症の発生率が高い等の特徴があり、医療と介護の両方を必要とすることから、介護との連携による在宅医療の推進が不可欠です。

また、在宅で可能な医療・ケアの内容や、利用方法、相談窓口に関する情報提供が十分とは言えない状況にあることから、在宅医療に関する正しい理解を促し、在宅医療への不安の解消を図ることが必要です。

さらに、病院からの円滑な在宅復帰を可能とする体制づくりや、在宅等での看取り体制の充実等を含む在宅医療の体制づくりが喫緊の課題です。

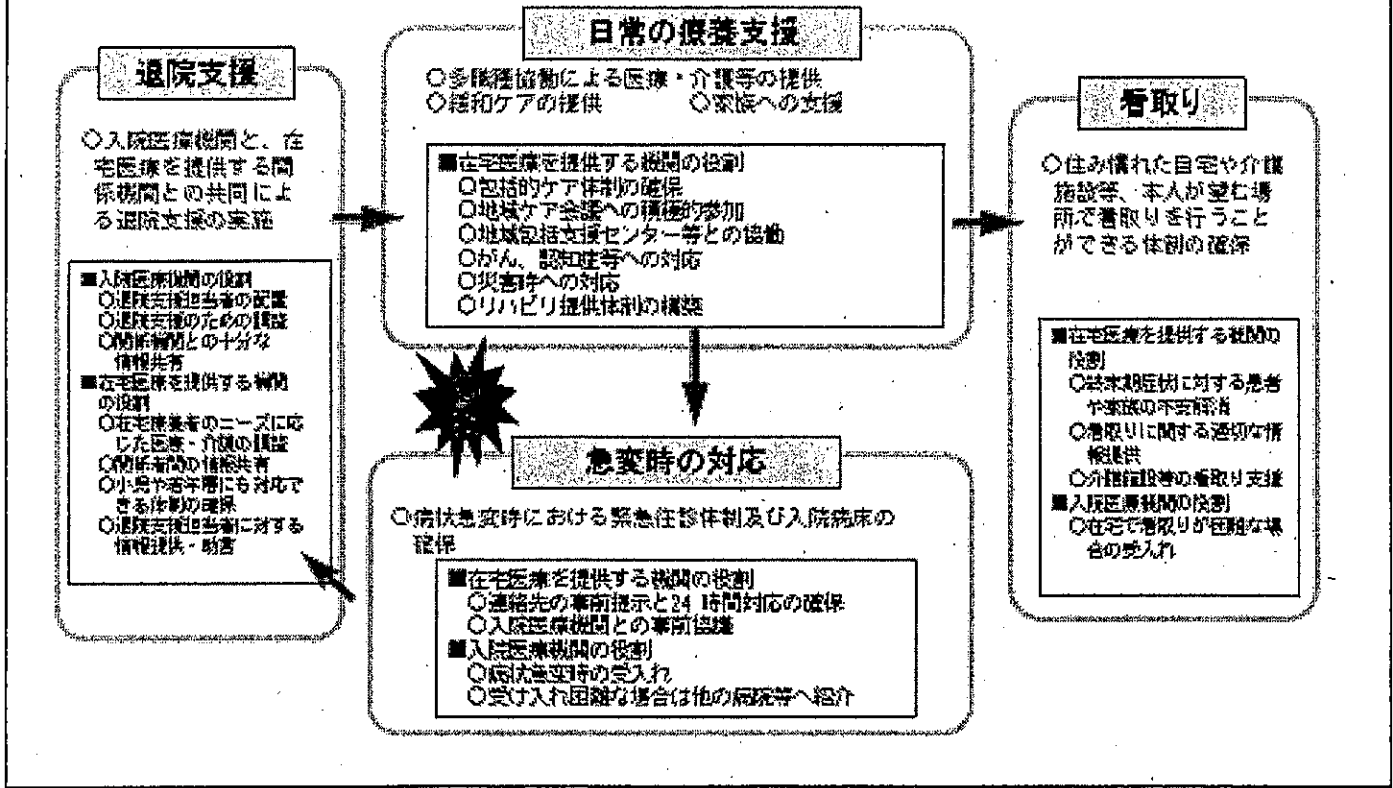
このため、在宅医療や在宅での看取り等に関する理解を促すとともに、在宅医療を支える社会資源等に関する普及啓発に取り組みます。

また、疾病や障害があっても、可能な限り自宅などの住み慣れた地域で療養することができるよう、24時間365日対応可能な在宅医療提供体制の構築に努めるとともに、その体制を支える人材の確保に努めます。

さらに、在宅での療養生活を支援するため、入院から在宅療養への円滑な移行に向けた体制づくりや医療と介護の連携によるチームケアを推進します。

主要施策	内 容
(1) 在宅医療の推進と普及啓発	富山県あんしん在宅医療・訪問看護推進会議による施策の検討、市町村や関係機関、関係団体との連携による在宅医療や在宅での看取りに関する普及啓発 など
(2) 在宅医療提供体制の整備	24時間365日対応可能な在宅医療の推進、在宅医療を支える医療関係者の確保、歯科医師・薬剤師・リハビリ職員等との連携による支援、病状急変時における支援体制の整備 など
(3) 在宅医療・介護連携の推進	入院から在宅療養への円滑な移行支援、在宅医療を支える医療関係者と介護関係者の相互理解の促進、医療・介護関係者のICT（情報通信技術）を活用した情報共有の推進、24時間365日対応可能な介護サービス提供体制の整備、在宅療養を支える多様な生活支援サービスの確保 など

在宅療養の各場面で必要とされる機能(役割)

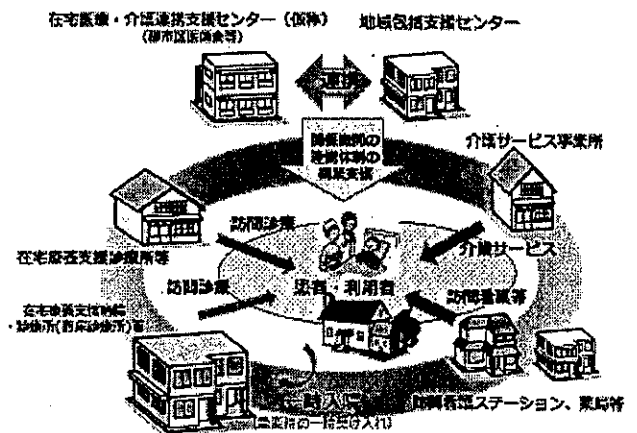


在宅医療・介護連携推進事業について(介護保険法の地域支援事業)

- 介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ。
- 可能な市区町村は平成 27 年 4 月から取組を開始し、平成 30 年 4 月には全ての市区町村で実施。
- 各市町村が、原則として(ア)～(ク)の全ての事業項目を実施。
- 都道府県・保健所が、市町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。

- (ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- (ウ) 在宅医療・介護連携支援センター(仮称)の運営等
- (エ) 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援
- (オ) 在宅医療・介護関係者の研修
- (カ) 24 時間 365 日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 二次医療圏内・関係市町村の連携

在宅医療・介護連携の推進



(1) 在宅医療の推進と普及啓発

【課題】

医療や介護が必要になった場合でも、多くの県民が住み慣れた地域で生活を続けたいと希望していることから、県民が在宅医療を正しく理解し、安心して選択することができるよう、明確でわかりやすい普及啓発に努めることが必要です。

また、今後は、超高齢社会に必要とされる医療のあり方や、自分が受ける医療の選択、人生の最終段階における医療のあり方等について、県民一人一人が考える機会を提供することも重要です。

【施策の方向】

本県における在宅医療の一層の推進と充実を図るため、これらの推進方策を検討するための有識者等による会議を開催します。

また、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、介護支援専門員協会等の関係機関や関係団体等と連携し、在宅医療の利用方法や相談窓口、具体的なサービス内容等に関する普及啓発に努めます。

<具体的な施策>

- 富山県あんしん在宅医療・訪問看護推進会議による推進方策の検討
 - ・在宅療養を支える体制づくりの充実
- 在宅医療や在宅での看取りに関する普及啓発
 - ・看取りまで含めた在宅医療や地域包括ケアに関する県民への啓発
 - ・訪問看護の理解と利用促進に関する普及啓発
 - ・市町村や在宅医療支援センター等が行う普及啓発事業への支援
- 訪問歯科診療や在宅での口腔ケア、訪問薬剤指導、訪問リハビリテーション等の普及啓発
- 地域医療再生マイスター¹の育成
- 在宅医療等に対応可能な医療機関の情報提供（とやま医療情報ガイド）

¹地域医療再生マイスター…マイスターとは、職人・達人の意であり、地域医療再生マイスターとは、地域医療に精通した住民や医療従事者を指す造語

(2) 在宅医療提供体制の整備

【課題】

様々な疾患を併せ持ち、容態が変化しやすい高齢者等が安心して在宅療養を続けるためには、24 時間対応可能な訪問診療や訪問看護等が必要です。特に、訪問診療の主要な担い手である診療所は、医師 1 人体制が多数を占めること、訪問看護についても小規模な事業所が多いことから、相互に補完し合う協力体制の構築が必要とされています。

また、安心して在宅での療養を継続するためには、症状が急変した場合においても、速やかに適切な治療を受けられ、必要に応じて入院できる環境が必要です。

さらに、在宅など住み慣れた環境のもとでの最期を選択する際には、家族等の不安や負担に配慮した看取り体制の構築が必要です。

【施策の方向】

診療所や訪問看護ステーションの連携・グループ化等を支援するとともに、病状急変時の受入れ体制整備や、看取りまで含めた継続的・持続的な在宅医療提供体制の構築に努めます。

また、在宅医療を支える医師、看護師等の確保に努めるとともに、必要な人材育成に取り組めます。

さらに、訪問看護ステーションの安定した経営基盤を確保するため、規模拡大に向けた設備整備や人材育成等の支援を行います。

訪問歯科診療や訪問リハビリテーション、訪問服薬指導など、在宅療養に必要なケアが一体的に提供されるための体制づくりに努めます。

<具体的な施策>

○24 時間 365 日対応可能な在宅医療の推進

- ・在宅医療の推進拠点となる「富山県在宅医療支援センター（仮称）」の設置
- ・医師の連携やグループ化等を支援する在宅医療支援センター（郡市医師会設置）の運営支援
- ・退院時における病診連携体制の構築

○24 時間 365 日対応可能な訪問看護の確保

- ・訪問看護ネットワークセンターの運営支援
- ・サテライトを含む訪問看護ステーション新規開設に向けた設備整備支援
- ・訪問看護ステーションの規模拡大にむけた施設・設備の整備支援
- ・地域に開かれた相談・学び・交流・人材育成等の役割を担う訪問看護ステーションの設置促進
- ・小規模訪問看護ステーションが相互に連携・協力するための体制づくり
- ・訪問看護ステーションの経営基盤・機能強化のためのアドバイザー派遣
- ・訪問看護ステーションの業務効率化・勤務環境改善の支援

○在宅医療を支える医療関係者の確保

- ・在宅医療に新たに取り組む医師等を対象とした最新の医療技術や在宅緩和ケアに関する研修等の実施
- ・訪問看護に取り組む看護師の養成・資質向上等に関する研修の実施
- ・新たに訪問看護に従事する看護職員の確保
- ・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士等に対する研修支援

○歯科医師、薬剤師、リハビリ職員等の連携支援

- ・医師・歯科医師・薬剤師・訪問看護師・介護支援専門員・介護職等の多職種の連携促進
- ・在宅歯科診療や口腔ケアに関する相談・情報提供・機器の貸出等を行う「在宅歯科医療支援ステーション」の設置
- ・在宅薬剤管理、在宅麻薬管理等の充実
- ・訪問リハビリテーションの活用促進

○難病患者の療養支援体制の整備

- ・富山県難病相談・支援センター事業の推進（相談・支援、情報提供、講演会・研修会等）
- ・「富山県難病対策地域協議会」や「地域難病ケア連絡協議会」（各厚生センター設置）の開催
- ・厚生センター保健師等による訪問事業や療養相談事業、関係機関との事例検討会等の開催
- ・市町村による難病患者に対する居宅生活支援事業（ホームヘルプやショートステイ、日常生活用具給付制度等）の周知と利用促進

○病状急変時における支援体制の整備

- ・病状急変時に訪問診療や訪問看護が受けられる体制づくり
- ・診療所の連携・グループ化等の推進
- ・入院治療が必要な場合に円滑な受入れが可能な体制づくり

○本人が望む場所で看取りを行うことができる体制の確保

- ・病院関係者に対する在宅医療の理解促進
- ・入所系介護施設等においても看取りが可能な体制の確保
- ・訪問看護師や介護支援専門員のターミナルケア¹・グリーフケア²対応力の向上

1 ターミナルケア…治癒の可能性のない末期患者に対する身体的・心理的・社会的・宗教的側面を包括した医療や看護・介護。延命のための治療よりも、身体的苦痛や死への恐怖をやわらげ、残された人生を充実させることを重視する。終末医療。

2 グリーフケア…グリーフとは、死別などによる深い悲しみや悲嘆の意。身近な人を亡くし、深い悲しみを感じている人へのサポートのこと

(3) 在宅医療・介護連携の推進

【課題】

医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者に対しては、医療と介護の連携による総合的なサービス提供が必要です。このため、病院等での急性期治療を終えた高齢者が、在宅等での療養を安心して選択できるよう、入院初期から退院後の生活を見据えた計画的な支援が必要です。また、在宅等での療養生活を継続するためには、訪問診療や訪問看護に加え、生活上必要な世話をを行う訪問介護や生活支援が一体的に提供されることが重要であり、関係者間でのタイムリーな情報共有を推進する必要があります。

さらに、今後、在宅医療を充実するためには、生活の場である日常生活圏域での整備が必要です。このため、住民に身近な市町村が、郡市医師会等の関係機関や関係団体と連携しながら、地域の医療・介護サービス資源の把握や地域住民への普及啓発、24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築等に積極に取り組むことが必要です。

また、在宅医療・介護連携推進事業が地域支援事業に位置付けられたことから、市町村が順次その取り組みを推進することができるよう支援することが必要です。

【施策の方向】

入院から在宅へ円滑にかつ不安なく移行できるよう退院支援のルールづくりを進めるとともに、医療と介護の多職種によるチームケアにより在宅等での療養生活が継続できるよう、在宅医療と介護の連携を促進します。

また、医療関係者と介護関係者の相互理解の促進のための研修会等の開催、情報通信技術を活用した情報共有の推進、在宅療養を支える介護サービスや生活支援サービスの充実に努めます。

さらに、市町村において在宅医療と介護が一体的に提供される体制が構築されるよう、県として積極的に支援します。

<具体的な施策>

○入院から在宅療養への円滑な移行支援

- ・入院時から退院後の生活を見据えた退院支援・退院調整のルールづくり
- ・退院時における病院と介護支援専門員の連携強化
- ・脳卒中や、がん、大腿骨骨折等における地域連携クリティカルパス¹の導入支援

○在宅医療を支える医療関係者と介護関係者の相互理解の促進

- ・医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、リハビリテーション専門職等の医療関係者と介護支援専門員、介護職等の相互理解を促進するための仕組みづくり（研修会、事例検討会、グループワークなど）

○介護支援専門員に対する医療との連携や医療系サービスの利用に関する研修等の実施

○市町村に対する支援

- ・厚生センターによる在宅医療・介護連携の推進に向けた支援
- ・市町村職員を対象とした在宅医療の推進、在宅医療・介護連携に係る研修会等の開催

○医療・介護関係者のICT（情報通信技術）を活用した情報共有の推進

○24 時間 365 日対応可能な介護サービス提供体制の整備

- ・ 24 時間 365 日対応可能な訪問サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等）の整備推進
- ・ 医療系ショートステイやレスパイト入院²等の病床確保
- ・ 医療系ショートステイの空床情報等の提供

○在宅療養を支える多様な生活支援サービスの確保

- ・ 市町村による生活支援サービス等の体制整備の支援

¹地域連携クリティカルパス…クリティカルパスとは、良質な医療を効率的かつ安全、適正に提供するための手段として開発された診療計画表であり、地域連携クリティカルパスとは、診療にあたる急性期病院や地域の診療所など複数の医療機関が、役割分担を含め診療内容をあらかじめ患者に指示・説明することにより、患者が入院から退院後の住み慣れた地域での療養まで、安心して医療を受けることができるようにするもの

²レスパイト入院…レスパイトとは、一時的中断、休息、息抜きの意。介助者が、休養やその他事情等で在宅療養者の介助をすることが一時的に困難になった場合などに、在宅療養者が短期間入院すること

3 介護予防と生活支援サービスの充実

<施策の推進方向>

高齢社会を明るく活力あるものとするためには、高齢者ができる限り健康で活動的な生活を送ることが重要です。また、高齢者の生活機能¹の低下を予防し、要介護状態にならないよう、あるいは状態が悪化しないようにすることが大切です。

さらに、平成26年度の改正に伴い、予防給付から新しい総合事業へ移行する訪問介護・通所介護利用者に適切なサービスを提供することが必要です。

このため、元気な高齢者を対象とする介護予防の普及啓発や、地域における介護予防推進員や介護サポーター等を活用した自主的な介護予防活動への支援を行います。

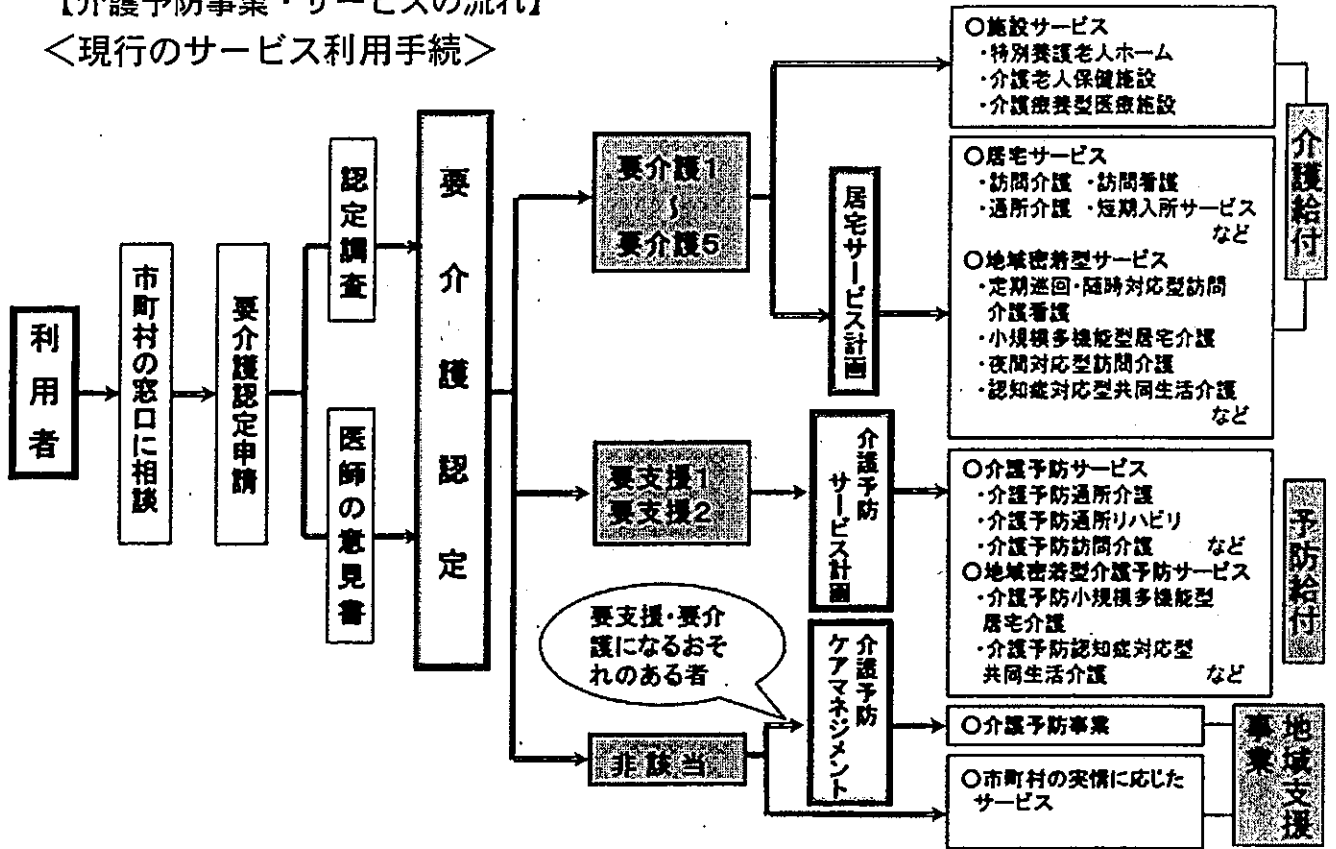
さらに、疾病や障害による寝たきり等を防止し、心身機能を改善するため、身近な地域でのリハビリテーションを推進します。

また、高齢単身や夫婦のみの世帯の増加に伴い、生活支援の必要性が増加することから、地域の実情に応じた多様な生活支援・介護予防サービスの基盤整備を推進します。

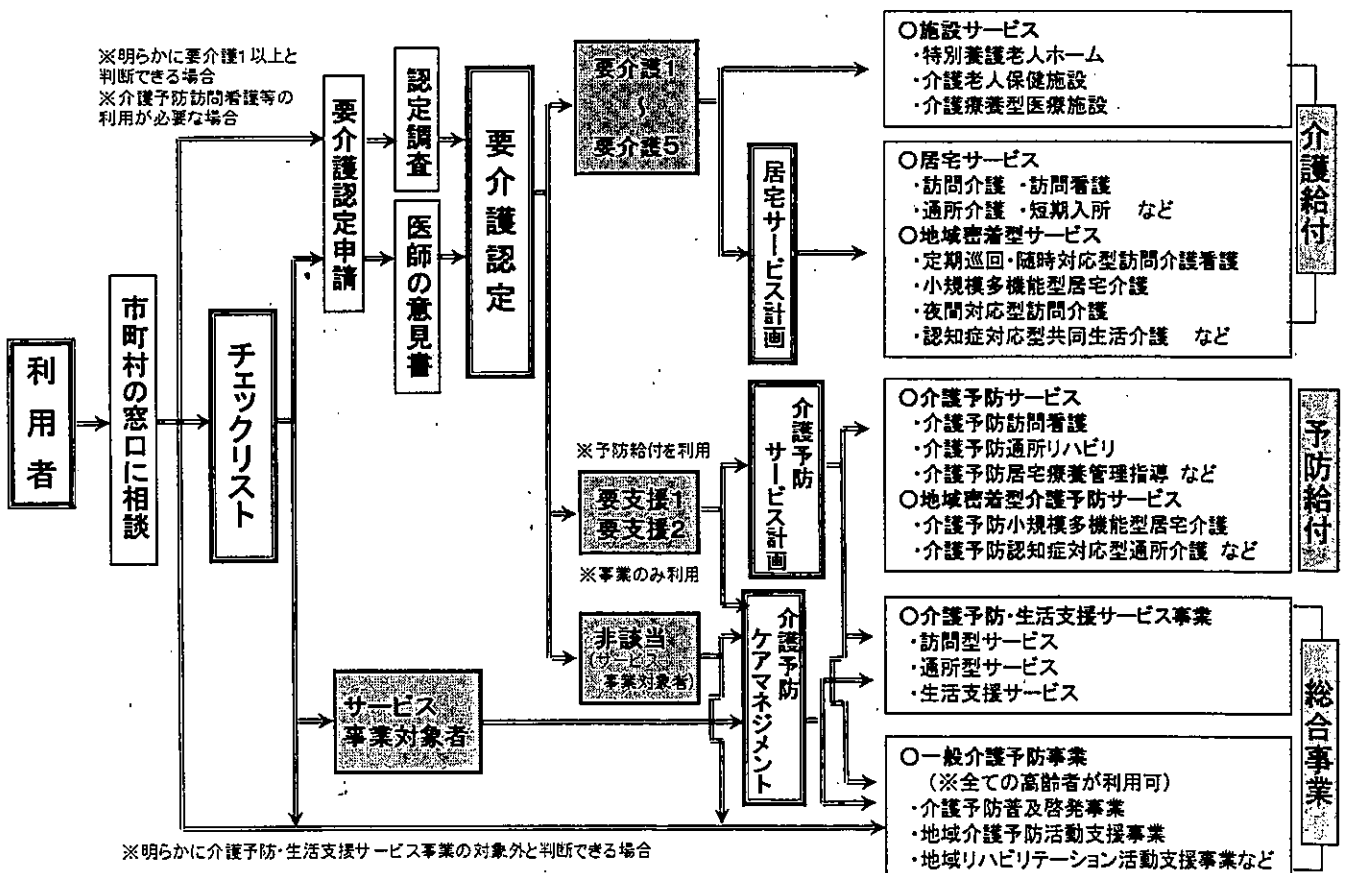
主要施策	内 容
(1) 介護予防の普及啓発と介護予防活動の推進	介護予防に関する基本的な知識の普及啓発、市町村における介護予防活動（ボランティアや自助グループ等地域活動組織の育成・支援、介護予防推進員等による介護予防の推進、高齢者の社会参加活動の促進など）への支援 など
(2) リハビリテーションによる介護予防の強化	介護予防へのリハビリテーション専門職の関与促進、地域リハビリテーション支援体制の整備、質の高いリハビリテーション提供のための支援 など
(3) 効果的な介護予防の取組みと評価	地域づくりによる介護予防の推進への支援 効果的な介護予防の推進と評価への支援 など
(4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	市町村における体制整備の支援、生活支援コーディネーターの養成、ふれあいコミュニティ・ケアネット2・1事業の推進 など

¹ 生活機能…人が生きていくための機能全体のこと。①体・精神の働き、体の部分である「心身機能」、②ADL（日常生活行為）・外出・家事・職業に関する生活行為全般である「活動」、③仕事、家庭内役割家庭や社会での役割を果たすことである「参加」、のすべてを含む概念。

【介護予防事業・サービスの流れ】
 <現行のサービス利用手続>



<総合事業実施後の利用手続>



(1) 介護予防の普及啓発と介護予防活動の推進

【課題】

介護が必要となる原因の多くが心身機能の低下によるものとなっています。

このため、介護予防に対する取組みを、高齢者自らが自主的・継続的に行い、日常生活の中で健康づくりや生活機能の維持・向上を意識した活動を定着させることが必要です。

【施策の方向】

地域において自主的な介護予防活動が広く実施され、地域の高齢者がこうした活動に自主的に参加し、生活機能の維持・向上の取組みが実施されるよう、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を行うほか、ボランティアや自助グループの活動等を育成・支援します。

<具体的な施策>

○若い世代を含めた幅広い層に対する介護予防の意義と知識の普及

- ・基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットの作成・配布
- ・チェックリストを用いた生活不活発病¹等の予防
- ・イベントや有識者等による講演会の開催等による広報活動 等

○高齢者に対する介護予防の普及啓発

- ・一般高齢者向け介護予防施策に関する先進的な事例等の市町村への情報提供
- ・介護予防の実施について魅力的なプログラムや効率的な事業の運営等の情報提供

○生涯スポーツ、文化活動を通じた介護予防の推進

○骨折予防対策の推進・骨粗しょう症予防の推進

○市町村が行う介護予防活動への支援

【市町村における介護予防活動】

- ・介護予防教室の充実
- ・介護予防に関する知識・情報、利用者の記録等を記載する介護予防手帳の配布 等
- ・地域介護予防活動支援事業の推進
(地域における自主的な介護予防活動や高齢者の自らの取組みの促進)
ボランティア等の人材を育成するための研修
ボランティアや自助グループの活動等介護予防に資する地域活動組織の育成・支援
地域住民グループに対する介護予防活動事例等の情報提供の推進
専門的人材等による地域における活動の支援(講義、講習など)
- ・介護予防推進員²、健康づくりボランティア³による介護予防の推進
- ・高齢者の社会参加活動の促進
身近な地域で参加できる、いきいきサロン、生きがいデイサービス事業の実施
高齢者による地域環境整備、在宅福祉活動等への支援、地域総合福祉活動の推進
- ・介護する家族に対する健康教育・健康相談の実施
- ・介護予防を含めたサービス拠点の整備

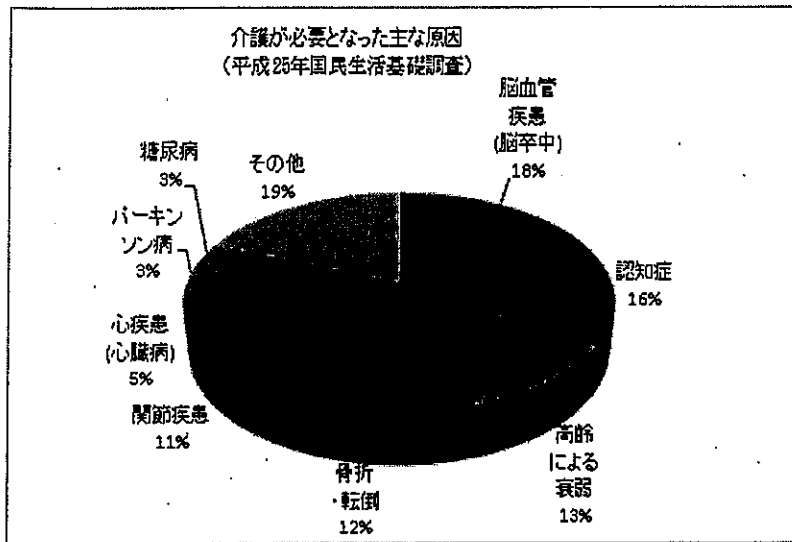
¹生活不活発病…生活の不活発化を原因とする心身の機能の低下

²介護予防推進員…市町村長の委嘱等により、介護予防の啓発活動、虚弱な高齢者の早期発見、閉じこもりがちな高齢者への声かけなど介護予防を推進する。

³健康づくりボランティア…市町村において養成され、高齢者等の健康づくりのため、低栄養予防の食事づくり教室、運動教室等において指導・協力等を行う。

○ 介護が必要となった主な原因

平成 25 年国民生活基礎調査によると介護が必要となった主な原因は、脳血管疾患をのぞくと、認知症、高齢による衰弱、骨折・転倒など心身機能の低下や老化によるものとなっています。



(2) リハビリテーションによる介護予防の強化

【課題】

高齢者の介護予防については、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランス良く働きかけることが重要であり、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それにより生きがいや自己実現のための取組みを支援して、生活の質の向上を目指す体制整備が必要となります。

【施策の方向】

地域支援事業の介護予防事業に、リハビリテーション専門職等を活かした高齢者の自立支援に資する「地域リハビリテーション支援事業」が新たに位置付けられたことから、地域における介護予防の取組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

<具体的な施策>

○地域ケア会議やサービス担当者会議等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進

- ・市町村が行う「地域リハビリテーション活動支援事業」の取組みの促進
- ・リハビリテーション専門職等の資質向上
- ・リハビリテーション専門職等の広域派遣調整

○地域リハビリテーション支援体制の整備

- ・市町村の介護予防・保健事業を支援する体制の構築
- ・リハビリテーション関係機関やボランティア団体等からなる「地域リハビリテーション連絡協議会」による連携の推進（各厚生センター毎に設置）
- ・県リハビリテーション支援センター（高志リハビリテーション病院）事業の充実
- ・二次医療圏毎の拠点となる地域リハビリテーション広域支援センター（県内6病院）事業の推進

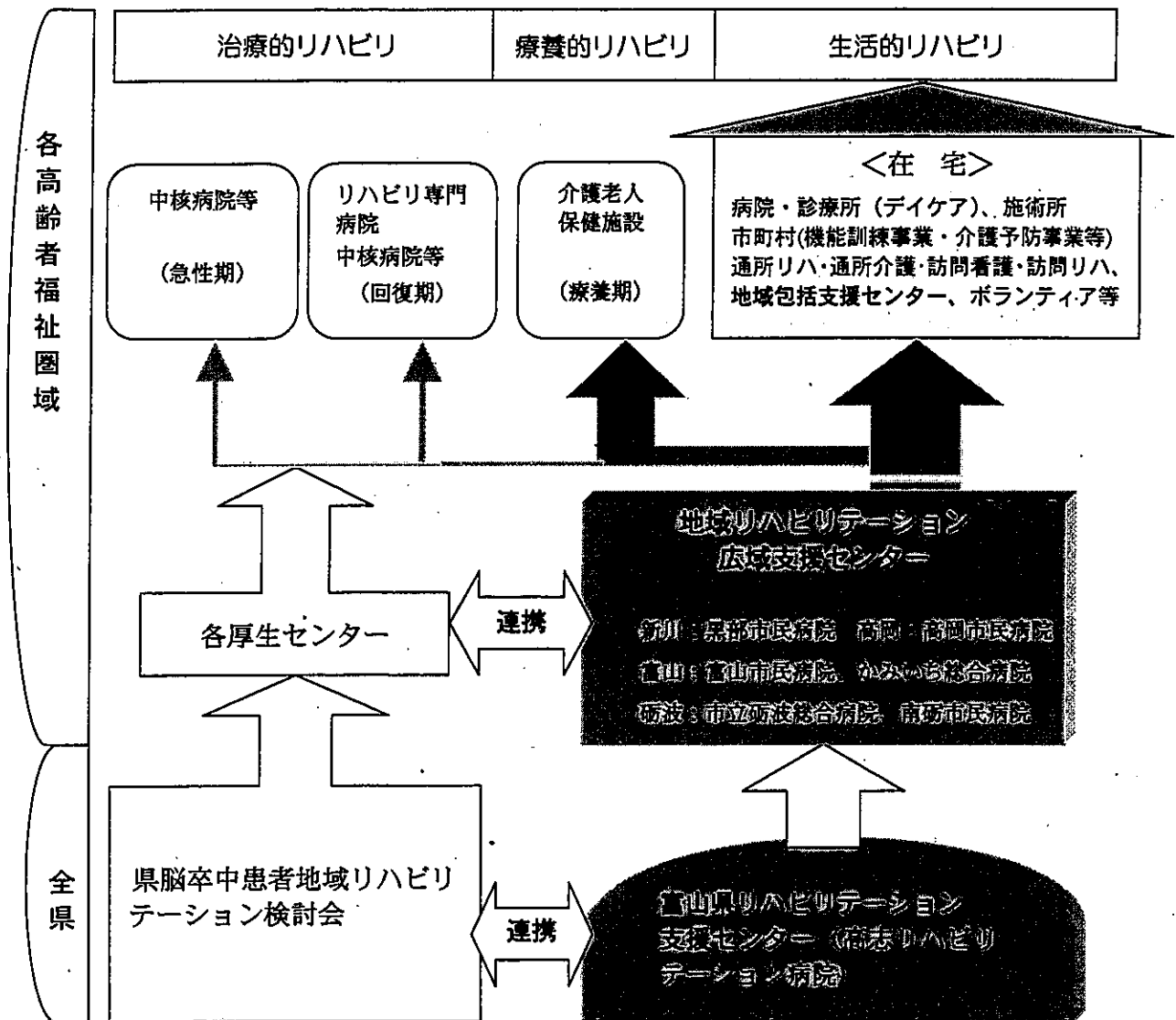
○医療と介護の切れ目のないリハビリテーションの提供

- ・急性期から回復期を経て在宅に至る継続的な療養支援体制の整備

○質の高いリハビリテーション提供のための支援

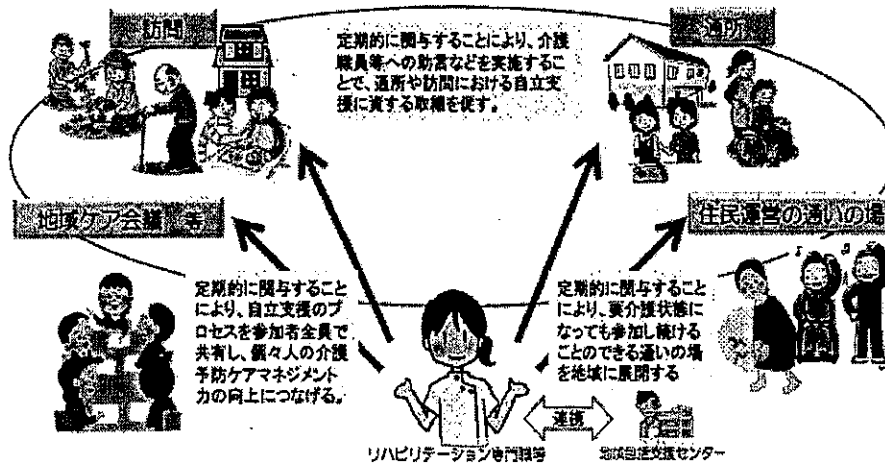
- ・県リハビリテーション支援センターによる専門研修会の開催や広域支援センターへの支援
- ・広域支援センターによる関係者への研修
- ・市町村や訪問看護ステーション等へのリハビリテーション技術の提供
- ・地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントへの技術的支援 等

【地域リハビリテーション推進体制 概念図】



地域リハビリテーション活動支援事業の概要

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

(3) 効果的な介護予防の取組みと評価

【課題】

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものであり、高齢者ができる限り、生きがいや役割を持って、健康で自立した生活を送れるようにすることが大切です。そのためには、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいのもてる生活を営むことができる生活環境の調整や地域づくりが重要です。

従来介護予防事業では、一次予防（元気高齢者対象）と二次予防（要支援高齢者対象）とに分けて事業を実施してきましたが、二次予防事業については、介護予防事業の参加率が低いなどの課題が指摘されています。

【施策の方向】

一次予防と二次予防を区別せずに、住民運営の通いの場を充実させ参加者が通いの場を継続的に拡大していけるような地域づくりを推進するなど、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組みを推進します。また、要介護状態となっても生きがい・役割を持ってできる限り自立した生活を送れるよう支援します。

<具体的な施策>

- 健康づくり施策との連携による介護予防の促進
 - ・生活習慣病予防など若い頃からの健康づくり施策と連動させた介護予防の推進
- 地域づくりによる介護予防の推進
 - ・介護予防に資する活動の実施状況の把握と地域の実情に応じた介護予防推進への支援
 - ・体操などを行う住民運営の多様な通いの場の充実
 - ・サービス事業者と連携した効率的な取組
- 介護予防に関わる人材育成
 - ・市町村や地域包括支援センター職員などに対する研修の実施
 - ・介護予防に関するボランティア等の人材の育成や地域活動組織の育成及び支援
- 効果的な介護予防の推進と取組評価への支援
 - ・厚生センターによる市町村が取組む介護予防事業の定期的モニタリングや評価体制づくりへの支援
 - ・効果的な介護予防プログラム、先進的な取組みなど好事例に関する情報収集と市町村への情報提供
- 要支援認定者に対する「介護予防サービス」の円滑な提供とサービス内容の充実
 - ・地域包括支援センターによる高齢者の個々の状況に応じた介護予防マネジメントの実施
 - ・指定介護予防サービス事業所の確保と効果的なサービス提供の推進

(4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

【課題】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、高齢者やその家族を地域ぐるみで支え合う仕組みを構築することが重要です。

特に、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加、家族の介護力の低下などを背景に、身近な地域における見守りや日常生活を支援する取組みの必要性が高まっています。

また、要支援者に対する訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行に伴い、多様な主体によるサービスの担い手の確保が必要です。

【施策の方向】

生活支援・介護予防サービスの充実のため、既存の介護サービス事業者に加え、多様な主体による支援の担い手の確保や支援を必要とする高齢者のニーズに応じた地域資源の開発を支援します。

また、地域住民を主体として、概ね旧小学校区単位に展開される活動やその活動を通じて発見された要支援者に対する個別援助活動を支援するなど、高齢者やその家族を地域ぐるみで支え合う地域総合福祉を積極的に推進します。

さらに、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍してもらえよう支援します。

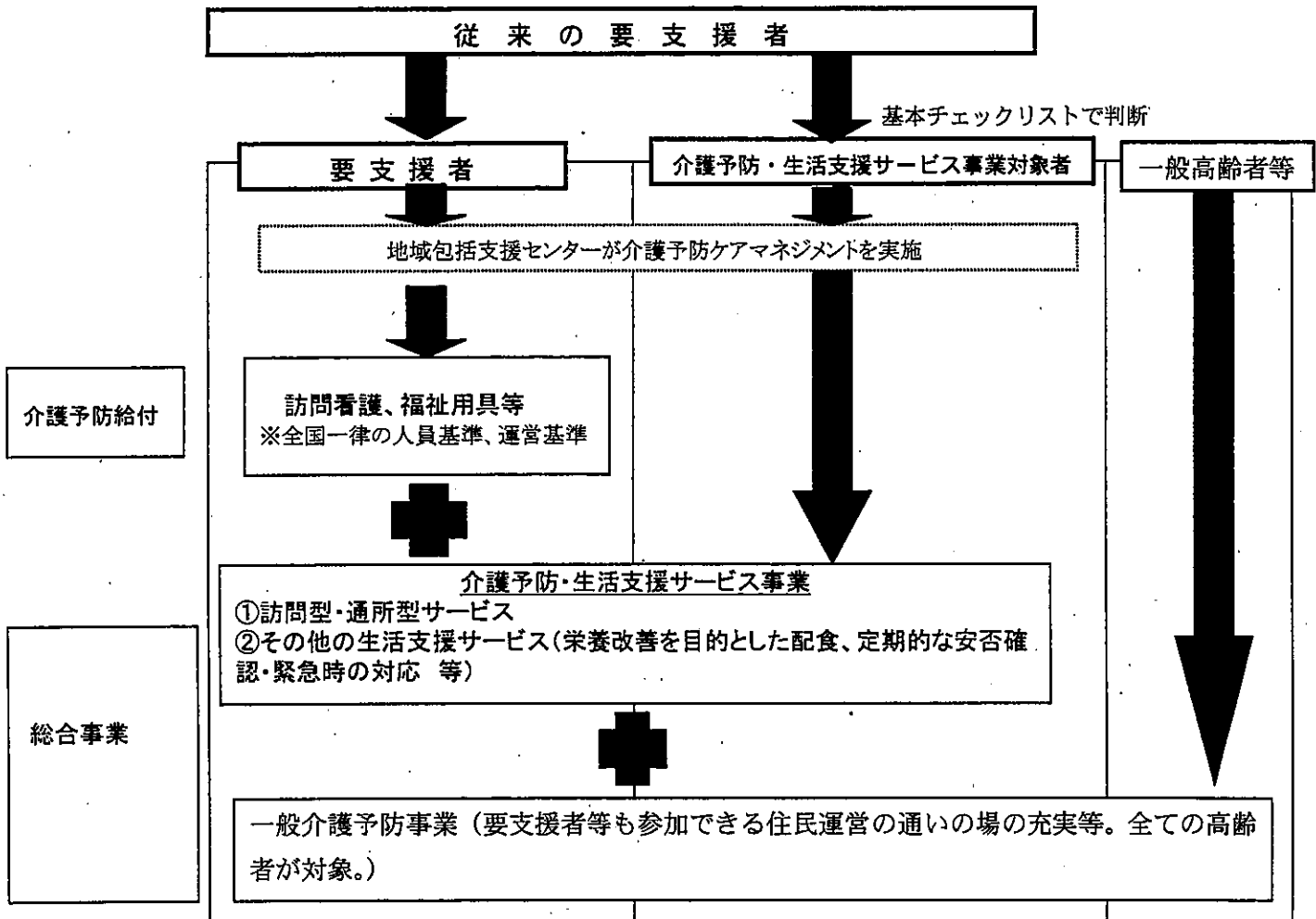
<具体的な施策>

- 市町村が行う生活支援・介護予防サービス基盤整備への支援
 - ・生活支援コーディネーターの養成・協議体の設置等を促進
 - ・先進的な事例等の市町村への情報提供
- 予防給付から地域支援事業へ移行する人に対する適切なサービス提供の推進
- 住み慣れた地域で暮らし続けられるための生活支援サービスの充実
 - ・買い物代行や配達サービス・訪問販売などの立ち上げ支援
 - ・福祉有償運送等の移送サービスの充実支援
 - ・除雪など、各種生活支援サービスのネットワーク化
 - ・現行バス路線の維持への支援
 - ・企業等が行う高齢者向け新商品開発や新サービス提供への支援
 - ・過疎地域等における事業者参入の支援
- 地域総合福祉推進事業（ふれあいコミュニティ・ケアネット21）の推進
 - ・地域住民自らによる福祉コミュニティづくりの推進
 - ・地域の要支援者等に対する、地域住民自らによる見守り、声かけ、ゴミ出し、買い物代行などのきめ細かな個別支援の提供
 - ・地域住民が行う個別援助活動を支援するケアネット活動コーディネーターの配置等
- 高齢者の孤立化を防止する取組みの推進
 - ・一人暮らし高齢者等に対する見守りや外出支援など住民参加型の福祉活動に対する支援
 - ・市町村やライフライン関係事業者等の連携強化
- 民生委員の資質向上と活動しやすい環境づくりの支援
- 高齢者自らが担い手となる活動に対する支援（高齢者NPOやボランティア活動等）

【介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）とは】

要支援者等に対し、介護予防サービスや配食、見守り等の生活支援サービスを総合的に提供する事業

【介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）のイメージ】



「ふれあいコミュニティ・ケアネット21」事業とは

「ふれあいコミュニティ・ケアネット21」事業では、身近な地域（概ね旧小学校区）を単位として、地域住民自らが地域の福祉ニーズを把握し、その解決に取り組む活動を行うとともに、地域の支援が必要な一人一人ひとりに適したサービスを提供しています。

＜ケアネット活動実施地区数＞(H15) 40 地区 → (H20) 177 地区 → (H25) 231 地区

ふれあいコミュニティ・ケアネット21 (地域総合福祉推進事業)

ふれあい型

地域全体の福祉意識の醸成

- ふれあいサロン、世代間交流会、子育てサロン、情報誌の発刊等
- 多様化、複雑化、潜在化された地域のニーズを把握
 - ケアネットチームの人材掘り起こし

ケアネット型

要支援者に適した個別支援サービスの提供

- ケアネットチームの編成、基本となる見守り・安否確認、個別支援を日常的・継続的に実施

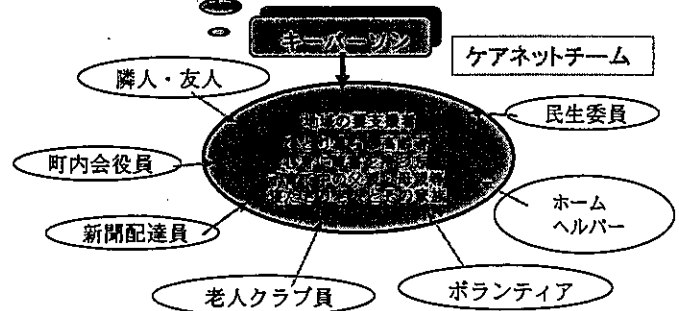
話し相手、ゴミ出し、買物代行、除雪、外出付添 等

平成 25 年度は、ふれあい型+ケアネット型を 122 地区、ケアネット型単独を 96 地区、ふれあいケアネット融合型を 13 地区で実施



コーディネーター＜市町村社協＞

保健・医療・福祉のコーディネート、サービスプログラムの提供



4 認知症施策の推進

<施策の推進方向>

今後、団塊の世代が高齢化するのに伴い、認知症高齢者も大きく増加することが見込まれます。

これまでの認知症施策については、①認知症状の悪化を招く早期受診・対応の遅れ、②認知症の人が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けていくための介護サービスが量、質の両面から不足、③地域で認知症の人とその家族を支援する体制が不十分、④医療・介護従事者の連携不十分など、様々な課題が指摘されてきました（「今後の認知症施策の方向性について」（平成24年6月28日 認知症施策検討プロジェクトチーム））。

これらの課題に対応するため、今後は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）（平成24年 厚生労働省策定）を着実に推進します。

また、市町村が地域支援事業において取組む認知症施策の充実や体制の強化にむけて、積極的に支援していきます。特に、早期診断等を行うため、医療・介護サービスに関わる人材の認知症対応力を更に向上させるとともに、認知症疾患医療センター等専門医療機関の整備を推進し、医療と介護の切れ目のない対応や地域支援体制の構築を推進します。

さらに、認知症の普及・啓発を一層推進し、認知症の人やその家族に対する支援を地域住民と共に行うとともに、できる限り地域で生活できるよう見守り体制や生活支援体制の構築など社会全体で支える地域包括ケアシステムづくりを推進し、認知症にやさしいまちづくりを進めます。

主要施策	内 容
(1) 認知症の普及啓発と 予防、早期発見・ 早期対応の推進	認知症について正しく理解するための普及啓発と予防、 早期発見・早期対応のための相談支援体制の充実 など
(2) 認知症の医療・介護 体制の整備と 地域連携の推進	医療従事者等の認知症対応力の向上、認知症疾患医療センターの整備、 認知症介護の専門的人材の養成の推進、認知症に対応した地域 密着型サービスの充実 など
(3) 地域における 支援体制の推進	市町村が取り組む認知症施策（認知症高齢者徘徊・見守り SOS ネット ワーク構築、認知症ケアパスの作成と普及啓発）への支援 など

(1) 認知症の普及啓発と予防、早期発見・早期対応の推進

【課題】

認知症の人とその家族が、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、その周りの人々や地域住民等が認知症について正しく理解することが必要です。現在、認知症サポーターの養成等を通して、認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発に取り組んでいますが、今後さらに多くの人々へ普及することが大切です。

認知症の予防法は十分に確立されていませんが、脳卒中等の生活習慣病の発症を予防することや高齢期においても社会的なつながりを維持することが大切です。

認知症は、早期に発見され早期に適切な対応を受けることで、本人と介護者の生活の質を高め、介護の負担を減らすことができます。本人や家族等が認知症を疑った場合には、早い段階から専門の医療機関を受診することが大切です。

【施策の方向】

地域住民や県、市町村、民間企業、学校等の幅広い年代の人に対して認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を図るとともに、早期相談・受診のための支援体制を充実させ、認知症の早期発見を促進します。また、認知症の発症や進行を予防するための介護予防事業等を推進します。

<具体的な施策>

- 認知症について正しく理解するための普及啓発
 - ・ 認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）の推進
 - ・ 認知症高齢者実態調査（平成26年度実施）を踏まえたリーフレット等の作成・配布やシンポジウムの開催等による効果的な普及啓発
 - ・ 地域、職域、学校など、幅広い年齢層への認知症に関する正しい知識の普及と理解促進（出前講座や認知症サポーターの育成等を活用した普及の実施）
 - ・ 認知症に関するホームページ（症状や相談窓口など）の充実
 - ・ 活動発表会や講演会等の実施
 - ・ 窓口担当の自治体職員や公共施設の職員等を対象とした認知症サポーター研修の実施
- 早期発見・早期対応のための相談支援体制の充実
 - ・ 市町村、地域包括支援センター等に設置する「認知症地域支援推進員」や「認知症初期集中支援チーム」による相談支援体制の充実と相談窓口の周知
 - ・ 認知症疾患医療センターや「もの忘れ外来」等の周知による早期相談、受診の促進
 - ・ 厚生センターや高齢者総合相談窓口（シルバー110番）、認知症ほっと電話相談など、認知症や介護に関する相談の実施
 - ・ 要介護認定や介護予防・生活支援サービス事業利用時など、多様な場面における早期発見の推進
- 認知症の発症や進行を予防するための介護予防事業の推進
 - ・ 市町村等による生活習慣病予防、個別生活指導、地域リハビリ活動等の推進
 - ・ 地域における認知症予防活動の推進
（いきいきサロン、地域住民による自主的な介護予防普及活動等）

(2) 認知症の医療・介護体制の整備と地域連携の推進

【課題】

認知症ケアにおいては、早期の段階からの適切な診断とこれを踏まえた対応が重要です。また、認知症の進行を可能な限り遅らせるためには、保健・医療・福祉の専門的観点から適切なサービスを総合的・継続的に提供することが必要です。さらに、環境の変化の影響を受けやすい認知症の高齢者等の特性に配慮した在宅サービスや施設ケアの充実を図る必要があります。

【施策の方向】

早期診断につなげるため、高齢者が日頃受診する診療所等の「かかりつけ医」を対象とした認知症対応力向上のための研修や認知症疾患センターの整備を促進するとともに、専門性の高い技術が求められる認知症ケアに対応できる人材の養成・資質の向上に努めます。保健・医療・福祉関係者等が連携・協力し、認知症高齢者と家族等に対する適切な医療や保健、介護サービスを提供できる体制の整備を推進します。また、若年性認知症対策を推進します。

<具体的な施策>

- 医療従事者等の認知症対応力の向上
 - ・かかりつけ医、病院に勤務する医療従事者等の認知症対応力向上研修の実施
 - ・認知症サポート医によるかかりつけ医への支援
 - ・認知症サポート医の養成とフォローアップ研修の実施
- 認知症ケアに関わる介護人材の育成と資質向上
 - ・介護支援専門員専門研修や訪問介護員技術向上研修の充実
 - ・認知症介護実践者、認知症介護リーダー研修の充実
 - ・認知症介護実務アドバイザー派遣等事業の実施
 - ・認知症介護指導者養成研修、認知症介護指導者フォローアップ研修の実施
- 認知症疾患医療センターの整備
 - ・認知症疾患医療センターの設置促進、運営支援
- 認知症に対応した地域密着型サービスの充実
 - ・地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービス、小規模多機能型居宅介護等の計画的な整備
 - ・認知症対応型サービス管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の実施
 - ・指導者養成研修修了者を認知症介護実務アドバイザーとして介護保険施設等に派遣
 - ・「福祉サービス第三者評価制度」を活用した認知症高齢者グループホーム等のサービス改善の促進
- 介護保険施設におけるグループケア・ユニットケアの推進、及び身体拘束の廃止促進
- 医療と介護との連携強化とケアマネジメントの充実
 - ・地域連携や相談業務を担う「認知症地域支援推進員¹」の配置への支援
 - ・認知症初期中支援チーム²等による医療と介護が連携したケア会議の開催
 - ・認知症疾患センターにおける保健・医療・介護等関係機関連絡会、研修会等の開催
 - ・地域包括支援センター職員等に対する医療とケアの連携推進等研修の実施
 - ・認知症高齢者に関わる医療・介護等の関係機関の情報を共有する認知症情報共有ツールの活用推進

○若年性認知症施策の充実

- ・若年性認知症の正しい知識の普及と理解の促進
- ・認知症疾患医療センターや地域包括支援センター等による相談支援体制の充実と早期発見・早期対応の促進
- ・「認知症の人と家族の会」等と連携した相談支援体制の推進
- ・保健・医療・福祉・雇用などの地域関係機関等によるネットワークづくりの推進
- ・認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修の実施
- ・一人ひとりの状態に応じた支援体制の充実
介護サービス、障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付(自立訓練・就労継続支援等))等
- ・精神障害者福祉手帳や自立支援医療(精神通院医療)による支援

○認知症に対応可能な医療機関に関する情報提供

(とやま医療情報ガイド)

○精神科病院からの円滑な退院・在宅復帰のための支援

- ・医療関係者と介護サービス等地域援助事業者³の連携による高齢入院患者の退院支援
- ・ピア・フレンズ⁴を含めた保健・医療・福祉等地域生活を支援する人材の養成

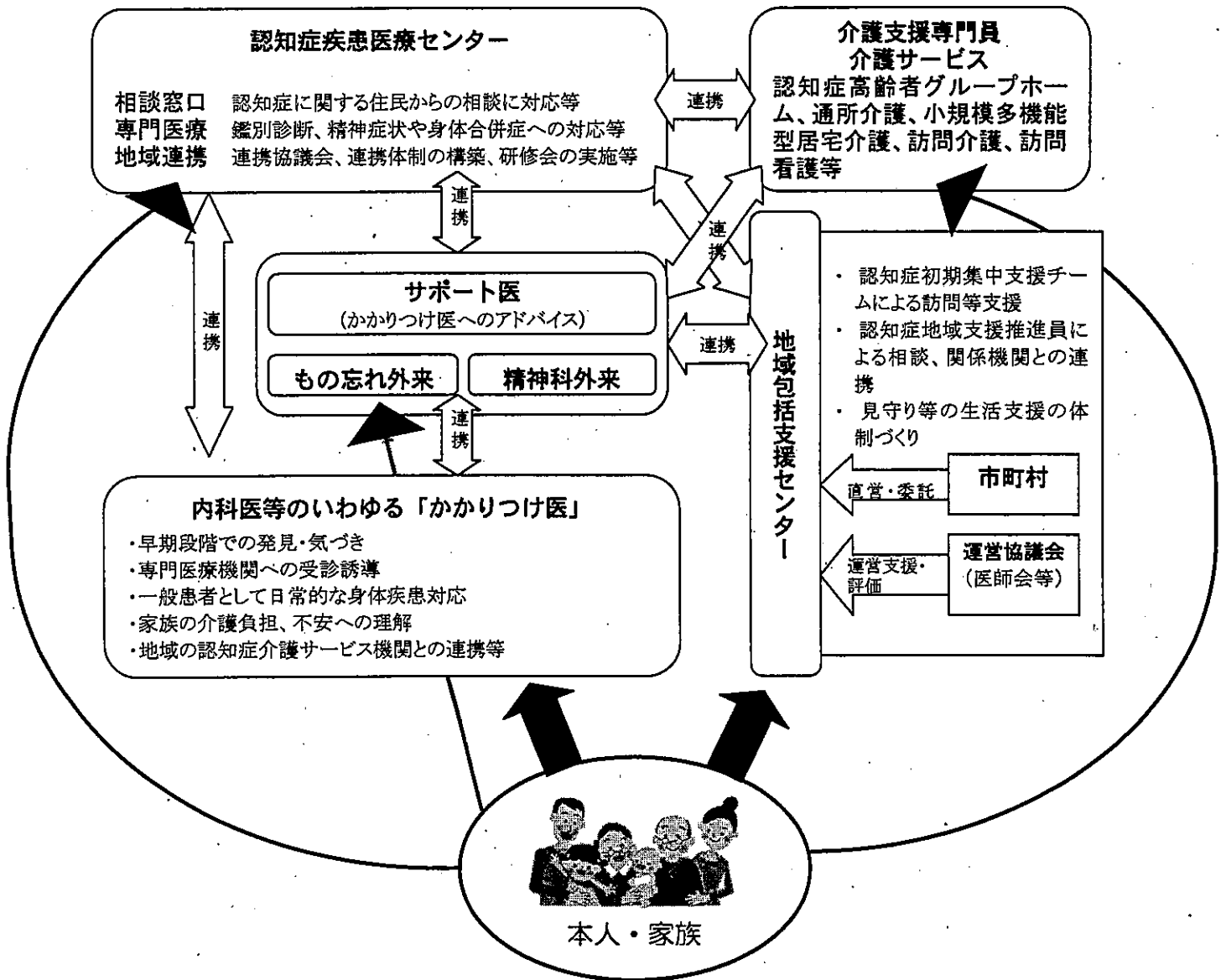
¹ 認知症地域支援推進員…市町村・地域包括支援センター等に設置され、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族の相談業務等を行う。

² 認知症初期集中支援チーム…複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の鑑別診断等をふまえて観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的(概ね6ヶ月)に行い自立生活のサポートを行う。

³ 地域援助事業者…入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等を指す。

⁴ ピア・フレンズ…精神科の入院・退院の経験があり、地域で生活している精神障害者で、障害者自身の経験をもとにした支援を行う。

認知症高齢者支援体制



(3) 地域における支援体制の推進

【課題】

認知症は誰にでも発症する可能性のある病気です。認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して生活できるようにするためには、誰もが自らの問題として認識し、認知症になっても安心して生活できる社会を早期に構築し、地域全体で支えていくことが必要です。

また、単身世帯及び高齢者夫婦世帯が増加するなか、認知症高齢者に対する介護の負担から、虐待に至ることもあります。これらを防ぐためには、認知症の早期発見から医療、保健・福祉、生活支援に至る総合的な支援体制を推進することが必要です。

さらに、認知症高齢者が、住み慣れた家庭や地域での生活を継続でき、いったん入院した場合でも円滑に地域生活へ移行できるよう、認知症高齢者とその家族等の生活を支える体制を構築することが重要です。

【施策の方向】

初期の段階から、認知症に対する相談支援体制の充実を図るとともに、引き続き成年後見制度等の権利擁護制度の活用支援、本人及び家族への支援に努めます。また、認知症サポーターの養成等を通じた地域住民への認知症に対する正しい知識の普及と理解の促進、地域住民・ボランティアなどによる認知症高齢者の見守り、徘徊時に早期発見・早期対応できる体制の構築、認知症に関する地域資源マップの作成など「認知症になっても安心な地域支援体制」を構築します。

<具体的な施策>

○認知症高齢者及び家族介護者に対する専門相談支援体制の充実

- ・「認知症の人と家族の会」等様々な関係者との情報共有
- ・認知症介護経験者等による高齢者総合相談センター（県社会福祉協議会に設置）における専門相談支援の充実（「認知症ほっと電話相談」での認知症介護経験者によるピアカウンセリング等）
- ・成年後見制度の活用の促進、市民後見活動の推進の支援

○市町村が取り組む認知症施策への支援

- ・認知症施策に関する先進的な取組事例等の市町村等への情報提供や研修会の開催
- ・厚生センターや認知症疾患医療センター等と連携した処遇困難事例に対する支援や関係機関のネットワークづくりの推進
- ・認知症高齢者等の行方不明・身元不明者の情報に関する都道府県・市町村間の広域調整

【市町村が取り組む認知症施策】

- ・地域の関係者・関係団体等に対する認知症施策に関する意識の向上・連携の強化
- ・認知症サポーター養成講座の実施
- ・地域住民やボランティアによる声かけ、見守りなど認知症高齢者見守り体制の構築
- ・徘徊・見守りSOSネットワークの構築と模擬訓練の実施
- ・GPS¹、ICT（情報通信技術）活用による効果的な見守り体制の充実
- ・認知症ケアパス（認知症の状態に応じた適切なサービス提供体制の流れ）の作成と普及啓発
- ・認知症地域支援推進員や初期集中支援チームの設置による初期段階からの相談支援体制の充実
- ・認知症ケア等に関する多職種による事例検討会の実施とケアマネジメントの充実
- ・認知症カフェの開催など認知症の人と家族への支援 等

- ・市町村が行う「介護用品の支給」、「家族介護者相互の交流会の実施」、「家族介護教室等における認知症介護技術の普及」等の家族支援事業に対する支援

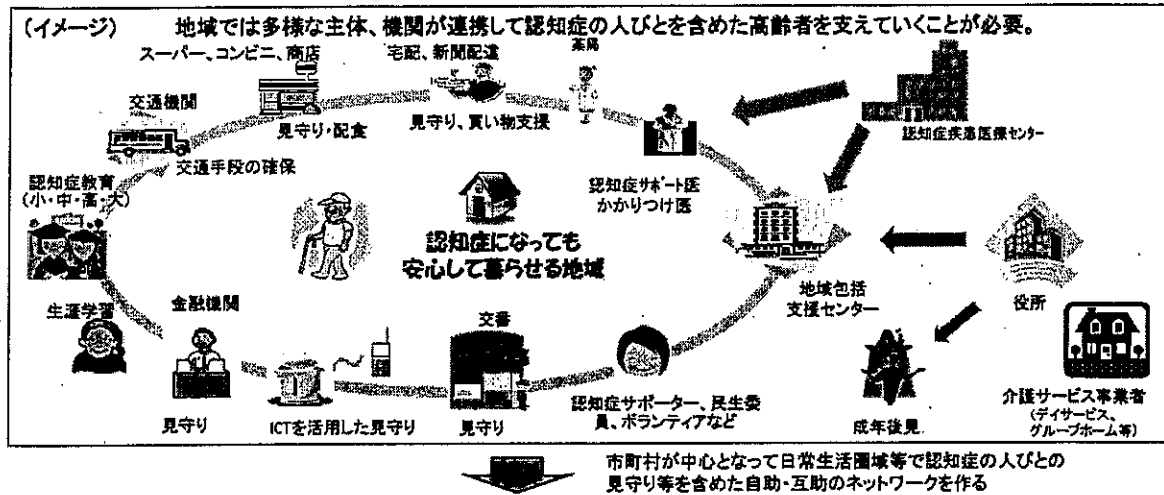
○地域密着型サービス事業所等による地域支援体制の充実

- ・地域との連携し認知症高齢者及び家族等を効果的に支援している取組事例の地域住民への紹介

¹G P S…Global Positioning System の略。全地球測位システム。人工衛星を利用して、利用者の地球上における現在位置を正確に把握するシステム

認知症の人を社会全体で支える

◎介護サービスだけでなく、地域の自助・互助を最大限活用する。



関係部署と連携し、地域の取組を最大限に支援

関係団体や民間企業などの協力も得て、社会全体で認知症の人々を支える社会を構築していく

5 高齢者の住まいの確保と安全安心なまちづくり

＜施策の推進方向＞

高齢者が豊かな気持ちで生きがいを感じつつ暮らせるよう、高齢者一人ひとりの尊厳が保持され、住み慣れた自宅や地域でできる限り自立した生活を営むことは、誰もが抱く共通の願いです。

住まいは生活の基盤であり、誰にでも訪れる高齢期を安心して迎え、快適に過ごすことができる住環境を整備することが大切です。

H25年住宅・土地統計調査の結果では、富山県の持ち家率は79.5%と高く全国1位であり、高齢者が住み慣れた自宅で安全に暮らせるよう、必要に応じて高齢期に適した住宅への改修を促進します。また、様々な理由で住み替えを考えている高齢者には、そのニーズに応じた多様な住まいの供給を推進します。

また、バリアフリー環境に整備した高齢者にやさしいまちづくりを推進するとともに、近年の災害を教訓として災害時における要配慮者の支援体制を整備します。

さらに、高齢者の虐待防止対策の推進や成年後見制度の活用促進など高齢者の権利擁護体制を整備します。

主要施策	内 容
(1) 住み慣れた地域における多様な住まいの確保	住み慣れた地域での生活を継続するための多様な居住環境の整備（サービス付き高齢者向け住宅等）、住宅のバリアフリー改修・耐震改修・断熱改修等の促進など
(2) 高齢者にやさしいまちづくり	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり（建築物、公共交通機関等のバリアフリー化等）、高齢者の交通安全対策の推進 など
(3) 災害時における要配慮者支援体制の整備	災害時要配慮者の支援体制の整備、施設等の防災対策の推進、福祉避難所の指定 など
(4) 権利擁護の推進と相談支援体制の整備	市町村・地域包括支援センターを中心とした総合相談支援・成年後見制度の普及の推進、高齢者虐待防止対策の推進、犯罪や悪質商法等の被害防止、市町村や関連団体と連携した総合的な自殺防止対策の推進 など

(1) 住み慣れた地域における多様な住まいの確保

【課題】

今後、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦のみ世帯の増加が見込まれますが、高齢者ができるだけ住み慣れた地域や自宅で生活し続けるため、ライフステージの変遷等に対応した住まいを確保することが重要です。

高齢者が自宅で、安全・健やかに生活できるよう、住宅のリフォームを進めるとともに、ニーズに応じた多様な住まいの整備を進める必要があります。

また、近年、高齢者向け住宅において、運営事業者による過剰な介護保険サービスの提供や、自社のサービス利用への誘導を目的とする囲い込みといった事態が見受けられるとの指摘があります。

【施策の方向】

高齢者が住み慣れた自宅で、安全で快適に暮らせる環境を整えるため、バリアフリー改修のみならず、耐震改修、断熱改修等により性能が向上する住宅リフォームを推進します。

高齢者やその家族の状況等に応じた住まいを確保するため、地域密着型の施設サービス基盤の整備や、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホーム、シルバーハウジングなど、高齢者の居宅生活を支援するサービスが提供される高齢者の住まいを計画的に供給するとともに、円滑な住み替えを行うことができるよう支援していきます。

また、高齢者向け住宅における介護保険サービスが適正に提供されるよう、介護サービス提供事業者等に対して指導を実施していく必要があります。

<具体的な施策>

○住宅のバリアフリー改修・耐震改修・断熱改修等の促進

- ・高齢者の自宅のバリアフリー化や三世帯同居世帯のリフォームを支援するリフォーム融資制度¹の活用
- ・高齢者が住みよい住宅改善事業による低所得者に対する改修助成
- ・介護給付（居宅介護住宅改修）を活用した小規模な住宅改修による生活環境の整備
- ・介護実習・普及センター等によるリフォーム業者に対する技術向上研修の実施
- ・住宅リフォームに関する相談窓口の設置（介護実習・普及センター、とやま住宅相談所、地域住宅相談所）
- ・木造住宅耐震診断・耐震改修支援事業による耐震化支援

○サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録や補助制度の周知等による供給促進
- ・ホームページ等によるサービス付き高齢者向け住宅の登録情報の提供
- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録事項、契約内容並びに適正な維持管理に係る指導監督

○市町村（保険者）による地域密着型の施設サービス基盤の計画的な整備推進

- ・身近な地域での地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型の施設サービス基盤の計画的な整備

○高齢者が安心して入居できる賃貸住宅の供給促進

- ・高齢者世帯の公営住宅への優先的な入居や低層階への住み替え支援

【高齢者向け住宅の種類】

施設種類(居住系)	対 象 者 等	設置数・定員数 (26年12月現在)
ケアハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・原則60歳以上で、身体機能の低下または高齢者等のため独立して生活するには不安がある方で、家族の援助が困難な方が入居 ・高齢者の生活維持に配慮した仕様の施設で、食事、入浴、相談助言、健康管理等のサービスを提供 ・介護サービスは、外部の居宅サービスを利用 	22 箇所 定員 1,254 名
生活支援ハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスセンターに居住部門が併設されたもので、市町村が民間に委託し運営しているため、利用料金が低廉 ・原則として60歳以上で、ひとり暮らし、高齢者夫婦世帯及び家族による援助を受けることが困難な方であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある方が入居 ・各種相談、助言、緊急時の対応、介護、福祉サービスの利用援助のサービスを提供 ・介護サービスは、外部の居宅サービスを利用 	4 箇所 定員 60 名
有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・個室の提供と介護や食事の提供その他日常生活上の援助が受けられる民間の老人ホーム（健康型、住宅型、介護付きの3類型） 	55 箇所 定員 1283 名
介護あんしんアパート	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型事業所等に併設された高齢者向けのアパート ・比較的低廉な家賃とするため、建設・整備時の費用を県と市町村が補助 	17 箇所 215 戸
シルバーハウジング	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された高齢者世帯向けの公営住宅 ・生活援助員（LSA：ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスを提供 	8 箇所 160 戸
サービス付き 高齢者向け住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアの専門家による安否確認や生活相談などのサービスを提供するバリアフリー化された住宅 	58 箇所 1369 戸
認知症高齢者 グループホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定を受けた認知症の高齢者が入居 ・家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うことにより、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む共同生活住居 	145 箇所 定員 2,016 名

(2) 高齢者にやさしいまちづくり

【課題】

身近な地域の中で、高齢者が快適に暮らし、安心して外出できるよう、ハード・ソフト両面におけるバリアフリー環境の整備を推進していくことが必要です。また、交通事故等の被害を受けやすい高齢者への配慮が必要です。

【施策の方向】

身近な生活関連施設におけるバリアフリー化等により、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり（福祉のまちづくり）を推進するとともに、高齢者の交通安全対策等の実施により、「高齢者にやさしいまちづくり」を推進します。

<具体的な施策>

○生活関連施設等のバリアフリー化の推進

- ・民間建築物、公共施設、公共交通機関の施設、道路交通環境 等

○利用者の多い中心市街地等のバリアフリー化の推進

- ・商店街等のバリアフリーの促進、歩行者の安全通行の確保 等

○交通機関のバリアフリー化推進

- ・低床バスの導入など、公共交通車両及び駅のバリアフリー化の推進
- ・ボランティア等による移送サービスなど利用者ニーズに応じた交通・輸送サービスの推進
- ・過疎地における乗合バスの運行等に対する支援 など

○ユニバーサルデザインの普及、公共事業・まちづくり計画等への導入

○公共施設・金融機関等のバリアフリー化状況のホームページによる情報提供

○高齢者の交通安全対策の推進

- ・ユニバーサルデザインに対応した道路交通環境等の整備
- ・事故実態の調査分析に基づいた参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- ・高齢運転者に対する講習等の充実、交通安全アドバイザー等による声かけ活動の推進
- ・住民に対する交通安全教育、通行に支障のある高齢者の適正な通行確保

(3) 災害時における要配慮者支援体制の整備

【課題】

平成23年3月11日の東日本大震災では、高齢者をはじめとした災害時要配慮者¹について、情報提供、避難、避難生活等様々な場面で対応が不十分な場面があったと指摘されています。いつ起こるか分からない災害への備えとして、災害時における避難や避難所での生活などに支援が必要な高齢者を支援していく体制の整備が求められています。

【施策の方向】

災害時における避難対策の充実や福祉避難所の指定等、災害時において支援が必要な方への支援体制の整備など、災害発生時の被害を最小化する「減災」の取組みを推進します。

<具体的な施策>

○避難誘導、安否確認等の支援体制づくり

- ・市町村が行う避難行動要支援者²名簿の作成、更新など要配慮者情報の把握、個別避難支援計画の作成への支援
- ・避難行動要支援者名簿の活用等による地域の関係者（警察、消防、民生委員、自治会、自主防災組織、消防団、避難先施設等）間の連携体制の構築
- ・地域住民、民生委員、自主防災組織等が参加した避難訓練や研修会の実施

○災害に対応できる人づくり

- ・地域包括支援センター職員等を対象とした在宅の要配慮者を支援するための研修の実施
- ・施設における緊急時の連絡体制の整備や避難訓練等による、災害時の対応能力の向上
- ・家庭、地域、学校等における災害の歴史を含めた防災教育の推進
- ・災害に対応した保健活動連絡会や研修会の開催

○福祉避難所の指定等

- ・市町村が行う福祉避難所の設置等の支援

○災害発生時の支援

- ・要介護者、認知症高齢者等の災害時要援護者に対する災害情報の提供、安否確認、避難支援
- ・避難所等における生活支援、生活不活発病の防止対策等

○介護保険施設、グループホーム等における防災意識の高揚及び防火・防災対策の推進

- ・県が作成した防災標準マニュアルの普及や避難訓練の徹底
- ・スプリンクラーや消火設備の整備等

○高齢者住宅の防火対策（住宅用火災警報器の設置等）、部分改修を含めた耐震化の推進

○県総合防災情報システムの防災関連情報の提供

- ・インターネット及び携帯電話サイト「富山防災WEB」、CATVの「防災チャンネル」を通じた情報提供

¹要配慮者…高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人

²避難行動要支援者…要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難を確保するため、特に支援を必要とする人

(4) 権利擁護の推進と相談支援体制の整備

【課題】

平成18年からの「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行後、高齢者虐待防止についての理解が広がったこともあり、虐待に関する相談や通報等が増えてきています。特に、近年、サービス付き高齢者向け住宅等や高齢者施設が増えていることから、養介護施設従事者等による虐待防止の取組みが求められています。

また、高齢者の消費者被害の問題も生じています。

今後、介護が必要となる高齢者や認知症高齢者が増加することを踏まえ、高齢者虐待の防止や権利擁護のための適切な支援を実施するための体制整備を推進していくことが必要です。

【施策の方向】

市町村や地域包括支援センターが、高齢者虐待を早期発見・早期対応し、被虐待者に対して適切な支援を実施できるよう、高齢者虐待に関する普及啓発、総合相談等での対応力向上のための研修、高齢者虐待防止ネットワークの運営等への支援を行ないます。

虐待の発生要因としては、「知識・介護技術の不足」や「ストレス・感情コントロールの問題」などが挙げられていることから、早い段階からの予防的な対処が重要と考えられ、介護サービス事業者に対する研修や介護保険法に基づく実地指導等を適切に実施します。

また、高齢者の消費者トラブルを防止するための取組みを推進します。

<具体的な施策>

- 市町村・地域包括支援センターを中心とした総合相談支援、成年(市民)後見制度の普及啓発
 - ・総合相談支援等の対応力向上のための研修等の実施
 - ・高齢者虐待防止ネットワークの運営支援のための情報提供
 - ・成年後見制度の利用の促進のための普及啓発や情報提供、市民後見活動の推進の支援
- 高齢者虐待防止対策の推進
 - ・高齢者虐待防止に関する普及啓発、早期発見・早期対応の促進
 - ・高齢者の権利擁護に関する普及啓発
 - ・高齢者虐待防止対策推進のための研修会の実施
- 介護サービス事業者に対する高齢者虐待防止のための研修等の実施や介護保険法に基づく実地指導等の実施
 - ・権利擁護推進員養成研修の実施
- 犯罪、特殊詐欺、悪質商法等からの被害防止の推進
 - ・県消費生活センター及び市町村消費生活相談窓口における悪質商法等に関する相談、被害防止のための広報・啓発
 - ・無施錠による盗難や特殊詐欺等の被害の防止や防犯パトロール等の地域ぐるみの自主防犯活動の支援
 - ・高齢者に対する消費者教育の推進
 - ・高齢者の消費生活を特殊詐欺や悪徳商法等から見守る人材の育成
 - ・「くらしの安心ネットとやま」を通じた悪質商法撃退教室への参加促進、高齢者等の消費者トラブルを防止するための情報の相互共有、連携強化
 - ・消費者・地域・福祉・事業者団体など多様な主体による高齢者の消費生活を見守る取組みへの支援
- 高齢者総合相談センター(シルバー110番)における相談支援の充実

- 老人福祉法による「やむを得ない事由による措置」¹の適切な運用に向けた支援
- 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助、金銭管理サービス）の利用促進
- 地域生活定着支援事業（福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者への支援）の実施
- 民生委員による一人暮らし高齢者宅等の訪問等とおした高齢者の安否確認
- 老人クラブ活動等を通じた見守り活動等の推進
- 家族介護者への支援の充実
 - ・家族介護者の悩みに対応するための相談体制の充実、
 - ・家族介護者の自主グループの育成を図るなど、共通の悩みを持つ者同士の活動の促進
 - ・家族介護者教室や介護用品の支給等の支援

¹ 「やむを得ない事由による措置」…身体上または精神上の障害があるために、日常生活を営むのに支障がある者や認知症等により本人に意思能力がなく、かつ本人を代理する家族等がないなどのやむを得ない事由により介護保険法に基づくサービスを利用することが著しく困難である場合に、市町村が行う入浴・排せつ等の世話や入所等の措置

＜成年後見制度と日常生活自立支援事業の比較＞

	法定後見制度	任意後見制度	日常生活自立支援事業
対象者	精神上の障害により事理を弁識する能力について ・不十分な者（補助） ・著しく不十分な者（保佐） ・欠く常況にある者（後見）	判断能力のあるもの	県内に在住し判断能力が不十分であり、契約能力がある ・おおむね65歳以上の高齢者 ・成年である障害者 (知的障害者、精神障害者、身体障害者)
鑑定の要否	原則として鑑定必要 (「補助」の場合は不要)	不要	不要
事業内容 (目的)	判断能力が不十分であるため契約等の法律行為の意思決定が困難なものに、後見人等の機関がその判断能力を補うことで、身上監護、財産管理を行う。	本人が判断能力のあるうちに、財産管理、身上監護の事務について代理権を与える契約を公正証書により締結する	判断能力が不十分な者が自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等を行うことにより、権利擁護に資する。
援助の内容	財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為 ①不動産、重要な動産の処分、預金の管理、借財、遺産分割 ②介護サービス利用契約、施設入所契約等、訴訟行為等	同左	・福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス ・預金通帳など財産関係書類等の預かりサービス ・定期的な訪問による生活変化の察知
請求権者・申立人等	本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人など、成年後見監督人など、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長	援助を受ける者(本人・委任者)が援助を行う者(受任者)に事務処理を委任する契約(公正証書)により成立	本人
権利擁護者(後見人等)	成年後見人、保佐人、補助人	任意後見人	社会福祉協議会 生活支援員
開始手続の本人同意	補助は必要、保佐・後見は不要	必要	
根拠法令等	民法	任意後見契約に関する法律	社会福祉法 日常生活自立支援事業実施要領
後見監督人等	成年後見監督、保佐監督人、補助監督人	任意後見監督人	社会福祉協議会 専門員
報酬・利用料	報酬は家庭裁判所が決定する。(本人負担)	任意後見人の報酬は民法の委任の規定による。(本人負担) 任意後見監督人の報酬は家庭裁判所が決定する。(本人負担)	サービスごとの利用料等は、社会福祉協議会が設定する。(本人負担) ※公費助成あり
登記の有無	登記	登記(公証人が嘱託登記)	なし

<第3節 地域包括ケアシステムを支える体制づくり>

地域包括ケアシステムの構築を進めるため、介護サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を安定的に確保するための取組みを推進します。また、地域包括支援センターの適切な運営を通じ、多様な職種や機関との連携による総合支援体制の構築を進めるほか、情報通信技術（ICT）の活用、介護サービス情報の公表、介護給付の適正化等により、サービスや制度運営の質の向上を進めます。

1 保健・福祉の人材養成と資質向上

<施策の推進方向>

高齢化の進展や介護サービス基盤等の充実に伴い、保健・福祉・介護サービスの従事者のニーズはますます増加するものと見込まれます。一方で、介護職の離職率は高く、有効求人倍率も高く人材不足となっていることから、多様な人材の参入促進や、介護職員の労働環境・処遇の改善を図り、人材の養成・確保を推進します。

また、高齢者の単身や夫婦のみ世帯の増加により、支援を必要とする高齢者の増加が予想されていることなどから、保健・福祉・生きがいづくりにおけるボランティア活動の重要性がますます高まっています。このため、各分野でのボランティア等の養成を通じ、世代を超えて、支援が必要な人を地域全体で支え合う基盤を整えます。

また、専門的知識と技術を持った質の高い保健・福祉・介護サービスを支える人材に対するきめ細かな研修の実施や支援体制の整備により、その資質の向上を図ります。

主要施策	内 容
(1) 保健・福祉の人材養成と確保	とやま福祉人材確保緊急プロジェクトの推進、専門的人材の養成・確保（介護職員・看護師等の養成・確保、介護職のたん吸引研修等）、魅力ある介護職場づくりの推進 など
(2) 保健・福祉・生きがいづくりのボランティア等の養成	介護予防・生活支援を推進するボランティア等の養成、地域福祉活動リーダーの養成、老人クラブリーダーの資質向上 など
(3) 介護サービスを支える人材養成と資質向上	介護支援専門員（ケアマネジャー）の養成と資質向上、地域包括支援センターによるケアマネジャーの支援、主治医意見書の充実、介護認定審査会委員、認定調査員の養成と資質向上 など

(1) 保健・福祉の人材養成と確保

【課題】

高齢化の進展や介護サービス基盤等の充実に伴い、保健・福祉・介護サービスの従事者のニーズはますます増加するものと見込まれます。一方で、福祉職の離職率は高く、有効求人倍率も高く人材不足となっていることから、多様な人材の参入促進や、労働環境・処遇の改善を図り、質の高い人材を安定的に確保することが重要となっています。

【施策の方向】

保健・福祉・介護ニーズの増大や多様化・高度化に対応するため、訪問介護員(ホームヘルパー)、介護福祉士、社会福祉士、看護職員など、保健・福祉サービスを担う人材の養成・確保を推進するとともに、資質の向上を図ります。また、中高生や団塊の世代など幅広い県民に対して福祉の仕事に関する理解と関心を深めるよう努めます。

<具体的な施策>

○とやま福祉人材確保緊急プロジェクト等の推進

- ・福祉人材確保対策会議の設置
- ・テレビコマーシャルや新聞広告を活用した福祉・介護のイメージアップ
- ・小学生の介護体験、中高生への出前講座の実施
- ・潜在的介護従事者等に対する介護現場復帰のための研修、就業支援
- ・福祉職場説明会の開催
- ・新人介護職員フォローアップ研修、腰痛予防研修の開催
- ・事業所が職員の定着のために実施する研修に対する支援

○介護職員の確保と資質向上

- ・訪問介護員技術向上研修、サービス提供責任者研修の実施
- ・指定養成機関の確保

○看護職員(看護師等)の確保と資質向上

- ・看護学生修学資金の貸与や看護師等養成施設への支援による養成確保
- ・研修の充実や施設における看護職員の教育体制づくりへの支援
- ・病院内保育所の運営等への支援など働きやすい環境づくりの推進
- ・県外有資格者に対するUターンセミナーの実施
- ・潜在看護職員等に対するトライアル雇用制度の実施
- ・看護職員応援サイトの開設
- ・潜在看護職員等に対する就職相談や再就業支援の実施
- ・訪問看護師養成講習会の開催とキャリアアップ支援
- ・認定看護師の養成

○介護サービス事業所におけるキャリアパス¹導入等魅力ある介護職場づくりの推進

- ・介護事業所における職員のキャリアパス作成の支援
- ・介護の職場でがんばっている職員の表彰・紹介
- ・介護労働安定センターの助成金制度や雇用管理改善等に関する相談援助の活用
- ・介護サービス事業所における労働関係法令の遵守の徹底
- ・介護サービス事業所における教育・研修体制の充実
事業所内研修の促進、外部研修の参加機会の確保、職員のキャリアアップ支援等
- ・介護サービス事業所における介護職員の処遇改善の取組みの推進

¹ キャリアパス…キャリアパスとは、職場で求められる知識習得や経験の過程を明確にし、能力・資格・経験等に応じ、給与体系や人事制度等において適切な処遇を図る制度

- 介護ロボットやICT（情報通信技術）を活用した介護職員の負担軽減の推進
 - ・ロボットやICTを活用した介護職場の環境改善を支援
- 中重度の在宅要介護者の在宅生活を支える人材への支援
 - ・看取り介護の研修に対する支援
- 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修
 - ・喀痰吸引等指導者養成研修の実施
 - ・基本講義・演習、実地研修の実施
- 専門的人材の養成・確保及び資質向上
 - ・介護福祉士…修学資金貸付制度の活用、介護福祉士養成研修の充実による資格取得促進
 - ・社会福祉士…修学資金貸付制度の活用、地域包括支援センター職員研修等による資質向上
 - ・地域包括支援センター職員…介護予防ケアマネジメント研修、職員研修等による資質向上
 - ・保健師・助産師・看護師・准看護師…人材育成研修、地域保健に関する研修の実施
 - ・医療ソーシャルワーカー…保健医療福祉の連携研修の実施
 - ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
 - …理学療法士会・作業療法士会・言語聴覚士会による資質向上のための研修の実施
 - ・歯科衛生士…歯科衛生士養成所等による歯科衛生士の養成
 - 歯科衛生士会等による歯科医師会と連携した研修による資質向上
 - ・管理栄養士…厚生センター・栄養士会が実施する資質向上のための研修の実施
- 福祉人材の円滑な供給支援
 - ・健康・福祉人材センターにおける無料職業紹介、「介護の日」における普及啓発事業等

保健・医療人材の就業状況

資格等の種類	22年度	現在
保健師の就業者数	537人	546人
助産師の就業者数	348人	361人
看護師の就業者数	10,257人	10,861人
准看護師の就業者数	3,754人	3,595人
歯科衛生士 就業者数	951人	988人
栄養士の就業者数	1,300人	1,306人
うち管理栄養士	476人	519人
うち栄養士	824人	787人

※栄養士・管理栄養士は25年度末、その他は24年度末

リハビリ人材の就業状況

介護サービス施設・事業所

資格等の種類	23年10月	25年10月
理学療法士	174人	227人
作業療法士	197人	194人

※常勤換算数

病院・診療所

資格等の種類	20年10月	23年10月
理学療法士	335人	431人
作業療法士	244人	305人

※常勤換算数

【保健・福祉の専門的人材の役割】

- 訪問介護員（ホームヘルパー）
 - ・訪問介護事業所における身体介護・生活援助、介護保険施設等における介護等
- 介護福祉士
 - ・介護サービス事業所における介護、介護者への指導、援助等
- 社会福祉士
 - ・地域包括支援センターの総合相談支援や介護保険施設等での生活相談等
- 保健師
 - ・地域包括支援センターでの介護予防ケアマネジメントや市町村保健センター等での保健指導等
- 看護師及び准看護師
 - ・病院・診療所、介護保険施設、訪問看護、通所系サービス等における医療補助、看護

○理学療法士・作業療法士

- ・通所系の介護予防・居宅サービスでの「運動器の機能向上」のプログラム作成・指導
- ・老人保健施設、療養型医療施設、通所リハビリテーション等における機能訓練等

○言語聴覚士

- ・通所系介護予防・居宅サービスでの「口腔機能の向上」のプログラムの作成・指導
- ・介護保険施設等における言語機能、聴覚機能、音声機能等の維持向上訓練等

○歯科衛生士

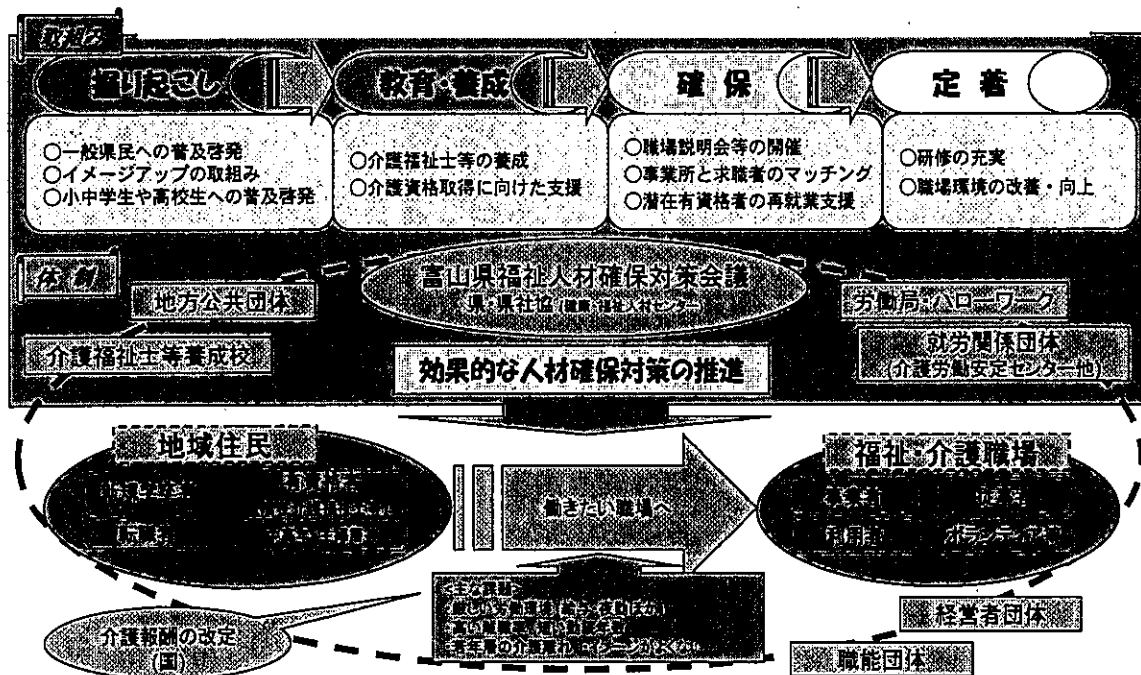
- ・介護予防事業、通所系サービス事業所等での「口腔機能の向上」プログラム作成・指導
- ・訪問口腔衛生指導、居宅療養管理指導、訪問歯科衛生指導

○管理栄養士

- ・介護予防事業、通所系サービス事業所等での「栄養改善」プログラム作成・指導
- ・居宅療養管理指導、在宅訪問栄養食事指導
- ・介護保険施設等における栄養ケアマネジメント

とやま福祉人材確保緊急プロジェクトの推進

福祉人材の確保を効果的に推進していくために、関係機関が連携、協力し、①掘り起こし、②教育・養成、③確保、④定着の4つの段階ごとにきめ細かな対策を講じていきます。



(2) 保健・福祉・生きがいづくりのボランティア等の養成

【課題】

高齢者の単身や夫婦のみ世帯の増加により、支援を必要とする高齢者の増加が予想されています。また、高齢者にとっても、社会参加・社会的役割をもつことが生きがいや介護予防につながることから、保健・福祉・生きがいづくりにおいて、ボランティア活動の重要性がますます高まっています。

【施策の方向】

地域において、介護にとどまらず、生活全般にわたる支援体制を整備する必要があることから、生活支援・介護予防や認知症高齢者支援を推進するボランティア等を養成するとともに、保健、福祉、生きがいづくりなど各分野でのボランティア等の養成を通じ、世代を超えて、支援が必要な人を地域全体で支え合う基盤を整えます。

<具体的な施策>

○介護予防を推進するボランティア等の養成

- ・健康づくりボランティアや老人クラブリーダー等に対する研修等による介護予防の普及啓発
- ・介護予防推進員、介護サポーターの養成
- ・地域における自主的な介護予防活動の育成、支援
- ・健康生きがいづくりアドバイザーなどの人材の活用 等

○認知症高齢者を支援するボランティア等の養成

- ・認知症キャラバン・メイト、認知症サポーター、見守り支援員等の養成

○ボランティア養成研修や活動体験講座の開催

- ・地域のニーズに即した研修の実施によるボランティアの養成
- ・「アクティブシニア・地域デビュー講座」の開催によるシニア層が気軽にボランティア活動に参加できる機会の提供

○地域福祉活動リーダー¹の養成への支援

- ・健康づくりや福祉を地域で支える活動を充実するための地域福祉活動リーダーの養成
- ・まちづくりやそのための福祉教育に関する普及・啓発を行う福祉教育サポーター²の養成

○老人クラブリーダーの資質向上への支援

- ・訪問支援活動員の実践的指導者となる老人クラブリーダーに対する研修の充実

○健康づくりボランティアの資質向上への支援

- ・地域健康づくり活動推進事業等の実施による、健康づくりボランティアの養成支援及び資質の向上、リーダー養成や組織化の支援

○社会教育関係団体の活動への支援

- ・公民館や婦人会等の社会教育関係団体の活動への支援

○児童・生徒、地域住民に対する介護・福祉に関する実践的な知識・技術の普及と理解の促進

- ・地域内の介護・福祉の専門的人材を活用した、学校や各地域の県民カレッジ地区センター教養講座等での講義・講座の実施 等

○地域社会の担い手として活躍する元気な高齢者を養成する講座の開講

○支援を要する人の個人情報等の適切な取扱いに関する普及啓発

¹地域福祉活動リーダー…小地域（自治会・町内会単位など）において、健康づくりや地域福祉活動に関して、支援が必要な方など（高齢者・障害者・児童等）へ住民参加を基本とした支援活動を中心となって推進する人

²福祉教育サポーター…地元ならではの新しいまちづくりとそのための「福祉教育」の事業・活動を支援する人

(3) 介護サービスを支える人材養成と資質向上

【課題】

介護サービス利用者の自立支援に資するケアマネジメントを推進するとともに、地域包括ケアシステムを構築していく中で、多職種協働や医療との連携を推進していくため、利用者本位の質の高いケアマネジメントが求められています。また、要介護認定の適正な運用や公平性の確保とともに、その円滑な運営の実施が求められています。

【施策の方向】

介護保険制度の運営に関わる人材として、制度運営の要であるケアマネジャーのほか、要介護認定に関わる介護認定審査会委員、認定調査員があげられます。また、介護認定審査資料となる意見書作成にかかわる主治医の役割も極めて重要です。このため、介護支援専門員（ケアマネジャー）や要介護認定に関わる人材の育成や支援体制の充実により、ケアマネジメントの適切化、要介護認定の公平公正性の確保に向けた取組みを継続していきます。

<具体的な施策>

○介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上及び専門性を高めるための研修等の実施

- ・経験年数に応じた研修、5年ごとの資格更新研修の実施
- ・主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の養成研修、主任介護支援専門員の更新制導入に伴う研修の実施
- ・ケアマネジャーのスキルや役割に応じた医療と介護の連携促進を図る「ケアマネジャー医療介護連携研修」の実施
- ・介護支援専門員と地域医療機関、サービス事業者、保健・福祉等関係機関の連携促進
- ・保険者によるケアプランチェックの推進

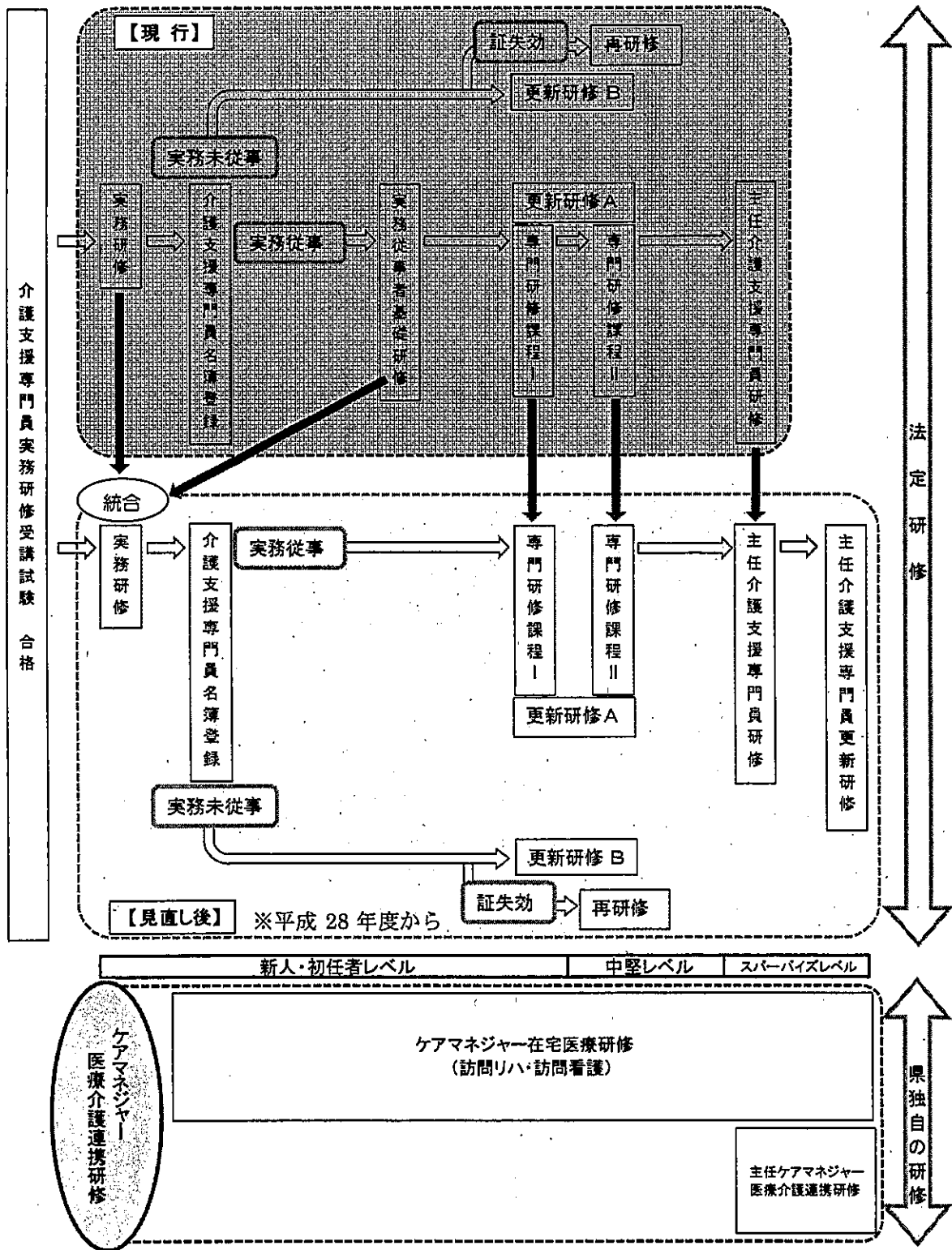
○要介護認定制度の適正な運営のための研修等の実施

- ・県医師会と連携協力した主治医研修の充実
- ・認定調査技術の向上や認定基準の改正等に対応したきめ細かな認定調査員研修の実施
- ・介護認定審査会委員の資質向上を図るための研修の実施
- ・介護認定審査会事務局員を対象とした介護認定審査会運営適正化研修の実施

【主任ケアマネジャーの役割】

- ・包括的・継続的ケアマネジメントを実現するための情報収集・発信
- ・関係機関との連携体制づくり
- ・地域のインフォーマルサービスとの連携体制づくり
- ・地域内の介護支援専門員に対する指導・助言
- ・支援困難事例等の個別相談・支援
- ・地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成

【介護支援専門員の研修体系】



2 サービスや制度運営の質の向上

＜施策の推進方向＞

介護が必要な状態になっても、高齢者一人ひとりの尊厳が尊重され、できる限り自立した生活を営むことは、誰もが抱く共通の願いです。

少子高齢化や核家族化の進行などに伴い、高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯が増加するとともに、介護する家族などに過大な負担がかかることも多くなってきています。

このような高齢者や介護する家族を支えるには、医療や福祉、介護のサービスのみでは必ずしも十分ではなく、高齢者や家族を地域全体で支える仕組みを構築していくことが重要であることから、地域住民やボランティア団体等も含めた多様な主体による総合的な地域生活支援体制を推進します。

また、ICT(情報通信技術)を活用し、医療・介護関係者の情報共有の推進、ビッグデータの解析による健康づくりや介護ロボットの導入などの取組みを進めます。

さらに、サービスの質の確保・向上を図るため、介護サービス情報の公表や福祉サービス第三者評価、介護給付の適正化を推進します。

主要施策	内 容
(1) 総合的な支援体制の推進	富山県地域包括ケアシステム推進会議による関係者間の取組み推進・検討、地域包括支援センターによる総合的な支援の推進など
(2) 健康・医療・介護分野における ICT 化の推進	医療・介護関係者の ICT(情報通信技術)を活用した情報共有の推進、ビッグデータの解析による健康づくり など
(3) 情報の公表等を通じた利用者への支援	「介護サービス情報の公表」制度の拡充と利用促進、「福祉サービス第三者評価」制度の推進 など
(4) 介護保険制度の適正な運営の確保	介護サービス事業者に対する指導監督の推進、「介護給付適正化に向けた今後の取組方針」に基づく重点事業の実施 など

(1) 総合的な支援体制の推進

【課題】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、高齢者やその家族を地域ぐるみで支え合う仕組みを構築することが重要です。

特に、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の生活を支えるため、身近な地域における見守りや日常生活を支援する取組みが必要となっています。

【施策の方向】

地域社会で活動をするあらゆる主体が参加して、高齢者やその家族を地域ぐるみで支え合う地域総合福祉を積極的に推進します。

<具体的な施策>

- 富山県地域包括ケアシステム推進会議による関係者間の取組み推進・検討
 - ・医療、介護関係者のみならず、住民団体やライフライン事業者等も参加した県民ぐるみの取組の推進
 - ・県民や事業者に対する地域包括ケアシステムの普及啓発
- 地域包括支援センターによる総合的な支援の推進
 - ・地域ケア会議の充実
- 地域包括支援センターの機能強化
 - ・地域包括支援センター職員への研修実施
 - ・センターが行う事業の質の評価に対する支援
 - ・市町村が行うセンターにおける事業の実施状況の点検の推進
 - ・業務内容や運営状況に関する情報の公表の推進
- 地域における多職種連携の強化
 - ・社会福祉協議会の福祉活動指導員や福祉活動専門員、民生委員・児童委員、その他福祉専門職員など地域における多職種連携の強化
- 市町村（地区）社会福祉協議会の機能強化
- 福祉に関する啓発活動の推進
 - ・インターネットによる福祉に関する広報活動、福祉フォーラムの開催等による啓発の推進
- 学校教育等における福祉教育の充実
 - ・ボランティア体験学習の推進、「総合的な学習の時間」等の活用による児童・生徒、地域におけるボランティア活動推進事業の実施
 - ・高校生の介護体験事業による高齢社会に対する認識を深めるための実践活動の推進
- ボランティア意識の醸成や幅広い県民のボランティア活動への参加促進
 - ・ボランティア活動強調月間におけるボランティア・NPO 大会等開催
 - ・ボランティア休暇制度の普及 等

(2) 健康・医療・介護分野における ICT 化の推進

【課題】

地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の医療・介護関係者が切れ目なく連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスが提供できるような環境整備が求められています。さらに、ICT(情報通信技術)や介護ロボットの活用による介護者の負担軽減、センサーやGPS¹装置を活用した高齢者を見守るための仕組みづくり、インターネットを活用した生活支援サービスや健康づくりサポートサービス等の普及が求められています。

また、健康診断の結果やレセプト(診療報酬明細書)データなどの医療・健康・介護に関するデータを活用し、現役世代からの健康増進や、生活習慣病の発症予防、重症化予防による健康寿命の延伸を目的とした効果的・効率的な施策を展開することも大切です。

【施策の方向】

在宅医療・介護連携を促進するためには、多職種間の連携と情報共有を効率的に行うことが重要であることから、ICTを活用した情報共有ツールの導入、タブレット端末²の活用を推進します。あわせて、介護者の負担軽減を図るため、ロボット技術を活用した介護機器開発に取り組むとともに、「パロ」に代表されるメンタルコミットロボット³の活用による、ロボットセラピー⁴の促進など、様々なICT技術を活用した見守りや生活支援サービス、ヘルスケアサービスなどを提供する仕組みの構築支援にも取り組みます。

また、健康診断の結果やレセプトデータ、要介護度別の介護サービスの利用状況等を収集・分析し、その分析結果を関係機関と広く共有したり、各種施策に反映するためのシステムの構築を検討します。

<具体的な施策>

○医療・介護関係者の ICT を活用した情報共有の推進

- ・ 公的病院と地域の診療所間のネットワークを整備し、効率的な医療提供体制を構築
- ・ 県内の地域医療ネットワークの現状を調査・分析し、将来的な相互連携を見据えたネットワークの整備についての提案
- ・ 多職種連携体制促進の一環として情報共有ツール導入支援
- ・ 介護事業所や訪問看護ステーション等へのタブレット端末を活用したシステム導入支援

○ビッグデータ⁵の解析による健康づくり

- ・ 健診・医療・介護情報を収集・分析するための仕組みづくり

○介護ロボット等の開発・導入促進

- ・ 移乗介護等の介護機器についての現場ニーズの調査や実証試験等を行う調査研究を支援
- ・ 介護ロボット導入の支援

○ヘルスケア産業(健康寿命延伸産業)の育成

-
- 1 GPS…Global Positioning System の略。全地球測位システム。人工衛星を利用して、利用者の地球上における現在位置を正確に把握するシステム
 - 2 タブレット端末…タッチパネルを搭載した画面から主に入出力を行う、板状の持ち運び可能なコンピュータの総称
 - 3 メンタルコミットロボット…人と共存するロボットで、「かわいい」や「心地よい」など人からの主観的な評価を重視し、人との相互作用によって、人に楽しみや安らぎなどの精神的な働きかけを行うことを目的にしたロボット
 - 4 ロボットセラピー…メンタルコミットロボットを活用した、高齢者の認知症の進行抑制や防止あるいは長期療養者のメンタルサポートを目的とした介入療法の一つ
 - 5 ビッグデータ…コンピュータや通信機器などの高機能なデジタル機器が仕事や暮らしに広く利用されることにより、日々刻々と記録されているさまざまなデータの巨大な集まりのこと。

(3) 情報の公表等を通じた利用者への支援

【課題】

介護サービスの充実を図るためには、サービス基盤の整備を推進するとともに、利用者本位の質の高いサービスが提供されるよう、各事業所等においてサービスの質の向上を図ることが必要です。

また、高齢者や家族が、介護保険制度やサービス事業者等に関する十分な情報を容易に入手でき、サービス内容に不満がある場合等に身近なところで気軽に相談できるなど、利用者本位のサービスを受けられるための仕組みを整備することが必要です。

【施策の方向】

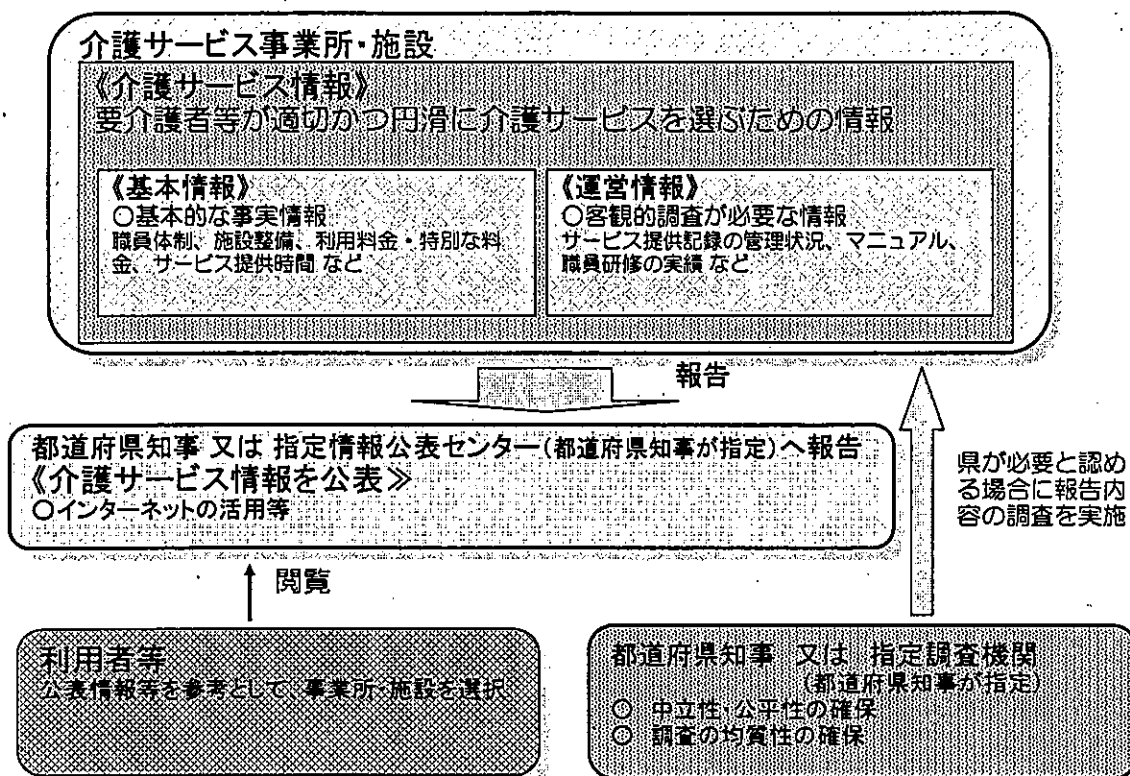
利用者のサービスの選択を支援するために、事業者情報を提供する「介護サービス情報の公表」制度を実施するとともに、事業者によるサービスの自己評価やサービスの質を客観的に評価するために「福祉サービス第三者評価」制度を推進します。また、介護保険制度の普及啓発やサービスに関する相談・苦情処理体制の整備を推進します。

<具体的な施策>

- 「介護サービスの情報の公表」制度の拡充と利用促進
 - ・介護サービス事業者に対する適切な情報公表に向けた助言、指導
 - ・地域包括支援センター及び生活支援サービスの公表の推進
- 「福祉サービス第三者評価」制度の推進
 - 利用促進に向けた事業者に対する研修、評価調査者の資質向上のための研修の実施
- 介護サービス従事者等の資質向上研修の実施（P～P参照）
- 介護サービス事業者に対する適切な指導・監査の実施（P参照）
- 市町村（保険者）による管内サービスマップ等による情報提供の推進
- 市町村（保険者）及び国民健康保険団体連合会における苦情処理体制の充実
 - ・国民健康保険団体連合会の苦情処理業務に対する県の支援
 - ・苦情処理における市町村と国民健康保険団体連合会との連携の推進
 - ・事故情報や苦情相談内容のサービス現場等へのフィードバックとその活用促進
- 県福祉サービス運営適正化委員会による福祉サービスに関する苦情解決の実施
- 事業所における利用者からの相談・苦情処理体制、リスクマネジメント体制の改善・充実
- 利用者からの相談を受ける介護相談員¹の育成
- 介護保険制度の普及啓発

¹ 介護相談員…市町村（保険者）から施設等に派遣され、利用者から介護サービスに関する不安や不満などを聞き、サービス提供者や行政へ橋渡しをして、問題の改善・解決に向けた手助けをする者

「介護サービス情報の公表」制度 — 概念図 —



「介護サービス情報の公表制度」と「福祉サービス第三者評価制度」について

区分	介護サービス情報の公表	福祉サービス第三者評価
主な目的	【情報の提供】 利用者による事業所の選択に資するため、事業所のサービスに関する情報を提供	【サービスの質の向上】 事業者自身の問題点把握(いわゆる「気づき」)によりサービスの質を向上
対象	介護サービス(介護保険法で規定されるサービス)	福祉サービス全般
実施方法	・事業所から公表機関へ年1回報告 ・県が必要と認める場合に報告内容の調査を実施	推進機構が認証する評価機関が「利用者調査」及び「事業者調査」を実施し、サービスの内容・質等を評価
制度上の位置づけ	公表機関への報告は事業者の義務	評価を受けることは任意 ※
公表機関	社会福祉法人富山県社会福祉協議会	富山県福祉サービス第三者評価推進機構
公表方法	インターネット (富山県介護サービス情報公表システム)	インターネット (県総合福祉会館「サンシップとやま」HP)

※認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所は、介護保険法に基づく運営基準において外部評価を受けることが義務付けられている。

(4) 介護保険制度の適正な運営の確保

【課題】

地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定することや、受給者が真に必要とするサービスが過不足なく適切に提供されるよう促していくことが必要です。

また、今後、高齢者人口の増加に伴って要介護認定者が増加していくことが見込まれる中、費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼性を高め、持続可能な介護保険制度を構築する必要があります。

【施策の方向】

平成27年3月に県が策定する「介護給付適正化に向けた今後の取組方針」(第3期(平成27～29年度)介護給付費適正化計画)に基づき、市町村(保険者)が行う介護給付適正化事業を支援するとともに、要介護認定に関わる関係者への研修を充実します。

また、介護サービス事業者についての相談・苦情処理体制を充実するとともに、市町村(保険者)との連携による効果的な指導・監査体制を構築します。

<具体的な施策>

○介護サービス事業者に対する指導監督の推進

- ・すべての事業者に対する効果的な実地指導の実施
- ・サービス利用者からの苦情及び事業所職員等からの通報情報に基づく指導・監査の実施
- ・国民健康保険団体連合会から提供される給付費適正化データを活用した指導・監査の実施
- ・集団指導等を通じた事業者に対する制度内容の説明、適切な報酬請求の指導

○「介護給付適正化に向けた今後の取組方針」に基づく取組み

介護給付費適正化重点事業の取組目標

介護給付適正化に向けた取組み		取組目標	
取組みの視点	取組み(適正化事業)	H26 (実績)	H29 (目標)
I. 要介護認定の適正化	1. 要介護認定の適正化 (直営実施や委託で実施した更新・区分変更申請に係る認定調査の事後チェック)	9保険者	
	2. ケアプランの点検	8保険者	
II. ケマネジメントの適切化	3. 住宅改修の点検(着工前訪問調査)	5保険者	
	4. 福祉用具の購入・貸与調査(訪問調査等)	3保険者	調整中
III. 事業者のサービス提供制及び介護報酬請求の適正化	5. 医療情報との突合	8保険者	
	6. 縦覧点検	9保険者	
	7. 介護給付費通知	8保険者	
	8. 給付適正化システムによる給付実績の活用	8保険者	

※各保険者が重点項目の設定や数値目標を定め、計画的に実施

※平成29年度実施計画のない保険者も、引き続き実施に向け検討

○関係機関の連携強化による、福祉・介護サービス提供に係る効果的な相談・指導・監査の実施

- ・県、保険者、国民健康保険団体連合会、県社会福祉協議会等による情報交換や検討会の開催 等

○認定調査員、認定審査会委員など要介護認定に関わる関係者への研修の実施による資質向上

○市町村(保険者)及び国民健康保険団体連合会の苦情処理の充実

○介護保険事業運営に係る市町村(保険者)への支援の充実

- ・制度運営情報の提供、給付費適正化データの活用 等

○介護保険審査会の運営

- ・保険者の行った要介護認定や保険料の賦課等の処分に対する不服申立ての審理・裁決

